

一般国道 403 号道路拡幅整備に係る
環境影響評価方法書

【要 約 書】

令和 7 年 11 月

新 潟 市

【目 次】

第1章	事業者の氏名及び住所	1-1
第2章	対象事業の目的及び内容	2-1
2.1	対象事業の種類	2-1
2.2	対象事業の目的	2-1
2.3	対象事業の概要	2-2
2.4	対象事業実施区域の位置	2-2
2.5	対象事業の工事計画概要	2-4
2.6	事業活動の概要	2-4
2.7	複数案の設定	2-6
第3章	対象事業実施区域及びその周辺の概況	3-1
3.1	地域特性を把握する範囲	3-1
3.2	自然的状況に関する情報	3-2
3.3	社会的状況に関する情報	3-7
第4章	計画段階環境配慮事項の検討の概要	4-1
4.1	複数案の設定	4-1
4.2	計画段階配慮事項の選定結果	4-2
4.3	計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法	4-8
4.4	計画段階配慮事項に係る予測・評価の概要	4-11
4.5	計画段階配慮事項の検討に係る総合評価	4-21
第5章	計画段階環境配慮計画書に対する意見及び意見に対する事業者の見解	5-1
5.1	環境の保全の見地からの意見と事業者の見解	5-1
5.2	新潟市長の意見及び意見に対する事業者の見解	5-1
第6章	環境影響評価項目の選定	6-1
6.1	環境影響評価項目の選定結果	6-1
6.2	選定した項目及びその理由	6-3
6.3	選定しなかった項目及びその理由	6-6
第7章	調査、予測及び評価の手法	7-1
7.1	大気質	7-1
7.2	騒音	7-6
7.3	振動	7-11
7.4	水質	7-16
7.5	動物	7-19
7.6	植物	7-23
7.7	生態系	7-25
7.8	景観	7-28
7.9	人と自然との触れ合いの活動の場	7-31
7.10	廃棄物等	7-33
7.11	温室効果ガス等	7-34
7.12	文化財	7-35

第1章 事業者の氏名及び住所

事業者の氏名：新潟市長 中原 八一

事業者の住所：新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1

第2章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の種類

道路の新設又は改築の事業

2.2 対象事業の目的

一般国道 403 号道路拡幅事業の対象道路である新潟都市計画道路 3・3・66 号国道 403 号線（以下、「本路線」という。）は、昭和 57 年に県道三条新津線及び新潟新津線が国道昇格され広域的な幹線道路としての計画整備を図るため、昭和 59 年に新潟県が都市計画道路へ決定し、平成 8 年に広域幹線道路としての機能向上を図るとともに市街地内の円滑な交通を確保するため、終点を延伸することで、変更決定されている。その後、平成 19 年 4 月に本市が政令指定都市に移行したことに伴い、本路線の管理権限が新潟県から本市に移管されている。このうち、対象事業となる一般国道 49 号茅野山 IC から古田交差点区間（以下、「本事業区間」という。）は、現在、都市計画決定幅（完成 4 車線）で道路用地の取得がされているものの、暫定 2 車線又は暫定 3 車線で供用されたまま今日に至っている。

本事業区間は、本市の目指す多核連携型の都市構造において、都心から放射状に広がる国道のひとつとして位置付けられ、市民の日常的な移動はもとより、物流などの社会経済活動を支えるとともに、緊急輸送道路に指定され、災害時における重要な道路ネットワークとしての役割を果たしている。一方で、都市計画決定以降の沿線市街地の著しい発展や本路線を構成する小須戸田上バイパスが令和 2 年 3 月に全線開通したことにより、多くの交通が本事業区間に集中し、小阿賀野橋周辺や古田交差点で慢性的な渋滞が発生している。更には、今後、新潟中央環状道路が本事業区間と接続することで交通量が増加し、更なる渋滞が懸念されている。

このことから、本事業区間を 4 車線に拡幅整備することにより、交通混雑の緩和を図り、物流・交流・連携の強化や災害に強い道路ネットワークを構築するものである。

2.3 対象事業の概要

対象事業の概要を表 2.3.1 に示す。

表 2.3.1 対象事業の概要

項目	内容
延長	7.4km
幅員	24m
車線数	4 車線
計画交通量	17,600～29,700 台/日
道路構造令の規定による道路の区分	第 3 種第 1 級 ^{注)}
設計速度	60km/h
費用便益分析結果 (B/C)	1.2
消雪パイプの設置計画	無し
休憩所の設置計画	無し

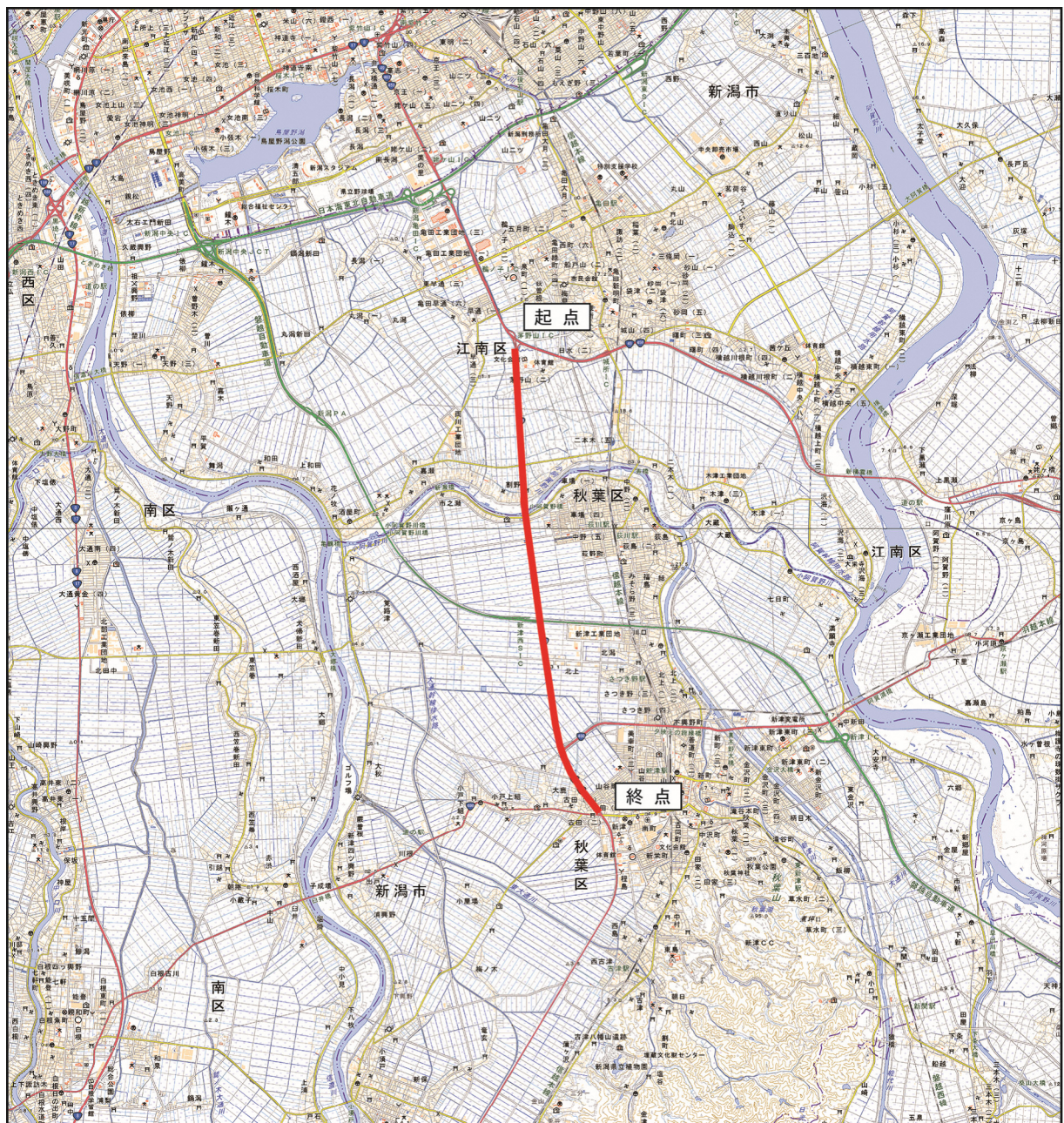
注) 第 3 種：地方部のその他の道路

第 1 級：一般国道のうち平野部に存在し計画交通量が 20,000 台/日以上

2.4 対象事業実施区域の位置

起点：新潟市江南区茅野山

終点：新潟市秋葉区古田 1 丁目（図 2.4.1 参照）



凡 例

— 対象事業実施区域



1:100,000

0 2,000 4,000m

(図面出典：国土地理院。電子地形図 50000 新潟・新津を加工)

図 2.4.1 対象事業実施区域の位置

2.5 対象事業の工事計画概要

対象事業の工事の実施に係る工法や期間、工程計画などの工事計画は、今後の設計や関係機関協議等により決定するため、現時点で想定される概略の工程を表 2.5.1 に示す。工事は対象事業実施区域の占用物移設を行った後に、橋梁工事、地盤改良及び道路改良を行う予定である。

表 2.5.1 工事計画表（概略）

工種\年 数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
占用物 移設	←→																
橋梁工事				←→													
								小阿賀野橋、車場高架橋									
地盤改良							←→										
道路改良											←→						

注) 占用物移設：拡幅工事において支障となる通信ケーブル等の埋設物や電力柱などの道路占用物を工事に支障とならない位置に移設するもの

2.6 事業活動の概要

2.6.1 道路の種別、構造等

本事業の対象道路である新潟都市計画道路 3・3・66 号国道 403 号線の位置を図 2.6.1 に、対象道路上空からの航空写真を図 2.6.2 に示し、道路の種別、構造等を表 2.6.1 に示す。本事業は、ここに示す新潟都市計画道路区域延長のうち L=7.4km を対象とするものであるまた、平成 8 年都市計画決定時の標準断面図を図 2.6.3 に示す。

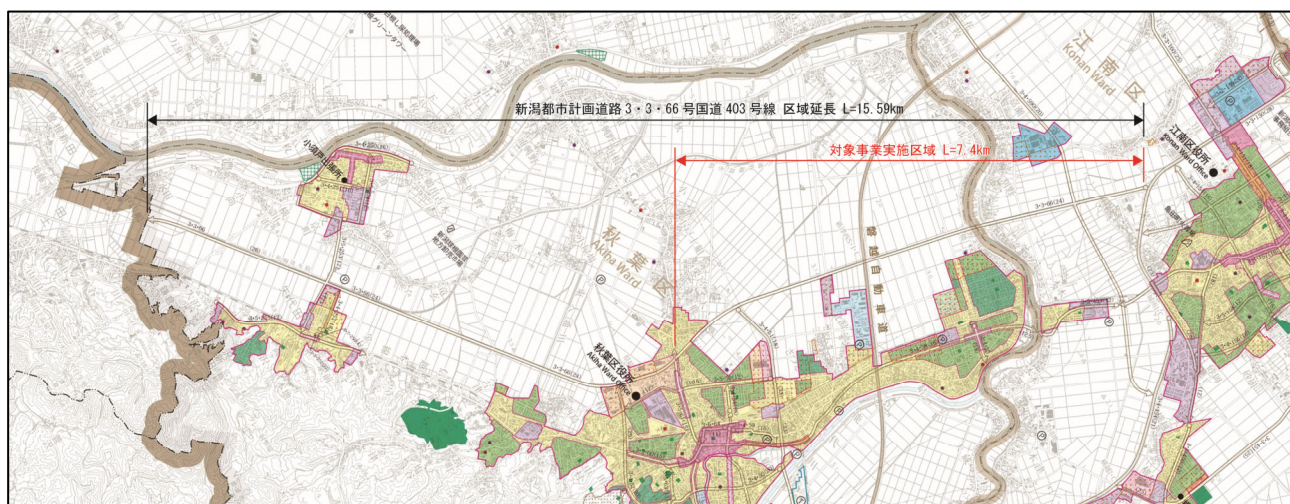


図 2.6.1 新潟都市計画道路 3・3・66 号国道 403 号線及び対象事業実施区域の位置

(至 起点：江南区茅野山)



(至 終点：秋葉区古田)



図 2.6.2 対象事業実施区域上空からの航空写真

表 2.6.1 都市計画道路の種別、構造等

項目		内容
種別		幹線街路
名称	番号	3・3・66
	路線名	国道 403 号線
位置	起点	新潟市江南区茅野山字西郷
	終点	新潟市秋葉区鎌倉新田字蓮田
	主な経由地	新潟市秋葉区古田字裏田郷
区域延長		約 15,590m
構造	構造形式	地表式
	幅員	24m
	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	幹線街路 3・3・150 号亀田バイパスと立体交差 幹線街路 3・5・61 号本町白根線と立体交差 幹線街路と平面交差 4 か所

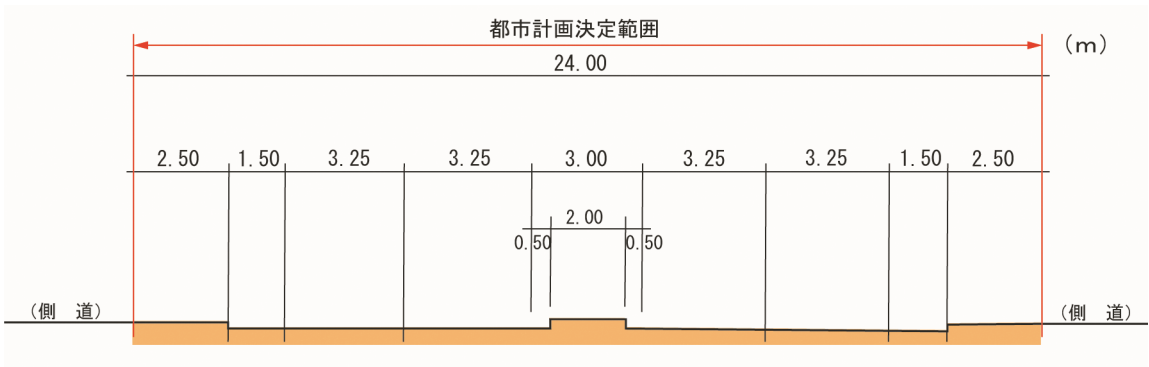


図 2.6.3 標準断面図（平成 8 年都市計画決定時）

2.7 複数案の設定

2.7.1 ゼロ・オプションの検討

複数案の設定にあたり、まず「対象事業を実施しないこととする案（ゼロ・オプション）」の検討を行った。

本事業区間は、広域的な道路として計画・整備し広域都市の健全なる発展を図るため、昭和 59 年に都市計画決定された都市計画道路の一部区間であり、本市の目指す多核連携型の都市構造において、都心から放射状に広がる国道のひとつとして位置付けられ、市民の日常的な移動はもとより、物流などの社会経済活動を支えるとともに、緊急輸送道路に指定され、災害時における重要な道路ネットワークとしての役割を果たしている。

一方で、小阿賀野橋周辺や古田交差点で慢性的な渋滞が発生していることに加え、新潟中央環状道路が本事業区間と接続することにより、更なる渋滞が懸念されている。令和 5 年度に本市により実施した交通量調査では、事業区間の 24 時間交通量は、20,236 台/日～25,674 台/日となっており、暫定 2 車線、もしくは暫定 3 車線区間において道路の交通容量不足から交通渋滞が発生している。また、車線の暫定運用により車線数が増減（減少）している区間では、車線規制始端部と車線規制区間内の単路部がボトルネックとなり、速度低下等による渋滞が発生している。

将来交通量推計（令和 22 年）による計画交通量は 17,600 台/日～29,700 台/日となるが、本事業の実施により交通需要に対して道路の交通容量が確保されることで、渋滞解消や走行時間の短縮、走行経費の減少、交通事故の減少が図られる。なお、将来交通量推計を用いた本事業実施における費用便益分析では、費用便益費（B/C）は 1.2 であり、事業実施による便益が費用を上回っていることから、社会・経済性の側面から事業実施の妥当性が評価される。

このため、本市が目指す多角連携型の都市構造を構築するための幹線道路のネットワークの一つである本路線の 4 車線化事業の実施は必要であると判断する。

2.7.2 位置等に関する複数案の設定

対象事業を実施する区域の位置及び規模（幅員、延長、構造形式）は、都市計画道路として目指すべき都市像を実現させるため、施設の配置や規模等の検討を行い地域の合意形成が図られた上で決定された道路法線および計画であり、既に取得済の道路用地内において、暫定 2 車線又は暫定 3 車線を 4 車線に拡幅整備するものである。

このため、既に決定された道路法線を尊重するとともに、新たな道路用地の取得が不要であるといった経済性の観点や、既存の土地利用に対して改変面積も小さくなるといった環境負荷の観点からみても、複数案を設定することは合理的ではないことから単一案とする。

小阿賀野橋は、完成 4 車線分の橋台が整備され、現在暫定 2 車線で供用されている。4 車線拡幅整備にあたっては、既設橋台及び現橋の健全度を判定したうえでルート及び工法を定めるが、現時点で以下のルート・工法が想定される。

1. 既設橋台を活用し拡幅分のみ架橋
2. 仮設う回路を整備、既設橋台を修繕し架橋
3. 仮設う回路を整備、既存橋台を取り壊し、現ルート上に新橋を架橋
4. 新たなルートに新橋を架橋、その後現橋を撤去

なお、詳細なルート、施工範囲は今後検討を進め、準備書段階で示す予定であり、各施工方法における詳細なルート、施工範囲は、現時点で想定される最大幅を施工範囲と見込んで環境影響評価項目の選定、評価を実施する。図 2.7.1 に小阿賀野橋周辺における施工範囲を示す。

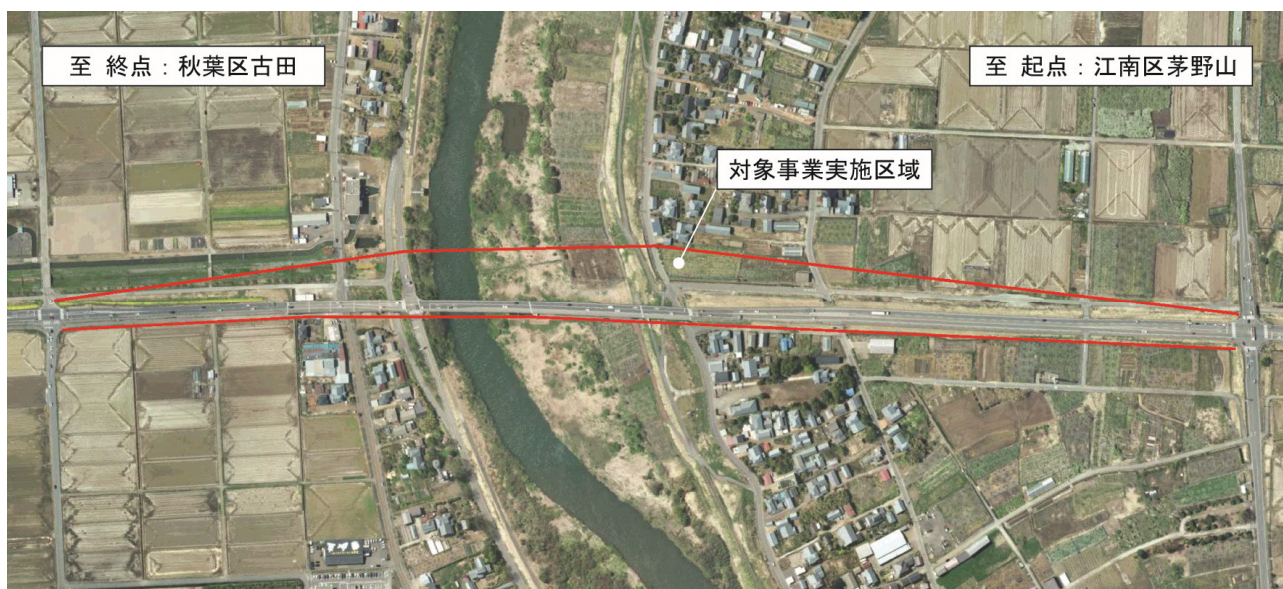


図 2.7.1 小阿賀野橋周辺における最大施工範囲

第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況

3.1 地域特性を把握する範囲

地域特性を把握する範囲は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）に示された各調査項目に係る地域特性を把握する範囲の目安のうち、最大値である「道路端部から 3km 程度」（動物・景観の地域特性把握範囲）を設定した。なお、後述する「人口及び産業の状況」等については、統計範囲の条件から、対象事業実施区域が位置する新潟市全域を対象に整理した。

3.2 自然的状況に関する情報

対象事業実施区域及びその周辺における主な自然的状況を把握した結果を表 3.2.1 に示す。

表 3.2.1 自然的状況（1/5）

項 目	対象事業実施区域及びその周辺の概況
気象、大気質等に関する大気環境の状況	1. 気象 対象事業実施区域周辺には、新潟地域気象観測所と新潟地域気象観測所が存在する。新潟地域気象観測所における過去 10 年間（平成 27 年～令和 6 年）の気象の状況は、年間平均気温の平均値が 14.6℃、年間降水量の平均値は 1,811.4mm、年間平均風速は 3.0m/s、最多風向は南となる。また、新潟地域気象観測所における過去 10 年間（平成 27 年～令和 6 年）の気象の状況は、年間平均気温が 13.8℃、年間降水量の平均値が 1,823.9mm、年間平均風速が 3.2m/s、最多風向が南南西となる。 2. 大気質 対象事業実施区域周辺には、一般環境大気測定局として、亀田測定局と新潟測定局が存在する。令和 5 年度の大気質の状況は、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質が 2 局で測定されており、二酸化窒素及び微小粒子状物質は 2 局ともに環境基準を達成、光化学オキシダントは 2 局ともに非達成となっている。また、浮遊粒子状物質は亀田測定局で測定され、令和 5 年度は環境基準を達成している。 なお、対象事業実施区域周辺には、自動車排出ガス測定局は存在しない。 3. 騒音 対象事業実施区域及びその周辺では、令和 5 年度に一般地域の騒音測定が 5 地点で行われ、いずれの地点も昼夜間ともに環境基準に適合している。 自動車交通騒音の面的評価に調査は 78 地点で行われ、一般国道 403 号では、いずれの評価区間も昼夜間ともに環境基準を達成している。また、一般国道 403 号と接続する一般国道 460 号の環境基準達成率は 94～100%、主要地方道新潟村松線、主要地方道新潟中央環状線は 100%、一般県道沢海酒屋線は 96～100%となっている。 また、令和 5 年度の高速度道路騒音は磐越自動車道で測定されており、昼夜間ともに環境基準に適合している。 4. 振動 対象事業実施区域及びその周辺では、令和 5 年度に道路交通振動の測定が主要地方道新潟寺泊線で行われ、昼夜間ともに道路交通振動の要請限度の超過は認められなかった。 5. 悪臭 対象事業実施区域及びその周辺における悪臭調査の公表資料は存在しない。 6. 公害苦情等の発生状況 新潟市では、令和 5 年度において大気汚染 46 件、騒音 81 件、振動 16 件、悪臭 71 件の公害苦情が発生している。

表 3.2.1 自然的状況 (2/5)

項 目	対象事業実施区域及びその周辺の概況
水象、水質等に関する水環境の状況	1. 水象 対象事業実施区域及びその周辺では、信濃川水系及び阿賀野川水系の一級河川が存在し、対象事業実施区域は小阿賀野川及び覚路津大通川を通過する。 2. 水質 対象事業実施区域及びその周辺では、公共用水域の水質測定が能代川（結地先（大島橋））、小阿賀野川（新瀬橋）、栗ノ木川上流（二本木地先、石山橋）、阿賀野川（横雲橋）の河川 5 地点と鳥屋野潟（弁天橋、鳥屋野潟出口）の湖沼 2 地点で行われている。 令和 5 年度の測定結果は、河川の生活環境項目では、水素イオン濃度（pH）は結地先（大島橋）、溶存酸素量（DO）は新瀬橋、二本木上流、石山橋、浮遊物質（SS）は結地先（大島橋）、二本木上流、横雲橋で環境基準不適合となっている。一方、生物化学的酸素要求量（BOD）はいずれの地点も環境基準に適合する状況となっている。また、湖沼の生活環境項目では、鳥屋野潟（弁天橋）では、すべての項目で環境基準不適合が認められ、鳥屋野潟出口においては、溶存酸素量（DO）を除き、環境基準に不適合となっている。 健康項目では、栗ノ木川上流（二本木地先、石山橋）を除く河川 3 地点、湖沼 2 地点で測定が行われており、いずれの地点も測定項目は全て定量下限値未満であり、環境基準に適合している。水生生物の保全に係る項目については、栗ノ木川上流（二本木地先）を除く河川 4 地点、湖沼 2 地点で測定が行われている。全亜鉛は 6 地点全て、ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）は結地先（大島橋）、新瀬橋で測定されており、いずれも環境基準に適合している。 3. 底質 対象事業実施区域及びその周辺では、河川底質については、阿賀野川（横雲橋）1 地点で総水銀が測定されており、令和 5 年度の測定結果は底質の暫定除去基準に適合している。 4. ダイオキシン類 対象事業実施区域及びその周辺では、ダイオキシン類については、能代川（結地先（大島橋））、小阿賀野川（新瀬橋）、阿賀野川（横雲橋）、鳥屋野潟（弁天橋）で水質及び底質の測定が行われており、令和 5 年度の測定結果はいずれの地点も環境基準に適合している。 5. 地下水 対象事業実施区域及びその周辺では、江南区 6 地点、南区 1 地点で生活用水井戸及びその他の用途の井戸を対象とした地下水の水質測定が行われ、令和 5 年度の測定結果は、江南区亀田の井戸で砒素が環境基準不適合となっている。 また、地下水に係るダイオキシン類の測定については、令和 5 年度に南区 1 地点で測定されており、環境基準に適合している。 6. 公害苦情等の発生状況 新潟市では、令和 5 年度において 18 件の水質汚濁に関する公害苦情が発生している。

表 3.2.1 自然的状況 (3/5)

項 目	対象事業実施区域及びその周辺の概況
土壌及び地盤に関する状況	1. 土壌 対象事業実施区域及びその周辺には、主に褐色低地土壌、細粒グライ土壌、グライ土壌が分布している。 また、令和 5 年度に対象事業実施区域及びその周辺において、土壌汚染調査並びにダイオキシン類の測定が 1 地点で行われ、全ての項目で環境基準に適合していた。 なお、対象事業実施区域及びその周辺には「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年 12 月法律第 139 号）に基づく農用地土壌汚染対策地域や「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）に基づく要措置区域並びに形質変更時要届出区域、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月法律第 105 号）に基づくダイオキシン類土壌汚染対策地域は存在しない。 2. 地盤 対象事業実施区域及びその周辺では、砂層を主体とする地盤は地表面下に埋没していることから地表には現れておらず、最上部層は泥炭層ないし砂質土と粘性土の互層となっている。 また、対象事業実施区域及びその周辺は、地盤変動が 0mm～-20mm の地域に位置している。地下水の採取規制等では、「新潟県生活環境の保全等に関する条例」（昭和 46 年 12 月条例第 51 条）により、地盤沈下を防止するため、揚水設備を用いた地下水の採取が規制されており、対象事業実施区域及びその周辺では、江南区の旧横越町と秋葉区を除く地域が規制の対象となっている。 3. 公害苦情等の発生状況 新潟市では、令和 5 年度において土壌汚染並びに地盤沈下に関する公害苦情がそれぞれ 1 件ずつ発生している。
地形に関する状況	1. 地形の状況 対象事業実施区域及びその周辺には、三角州性低地が広く発達し、自然堤防・砂州が分布している。 2. 重要な地形 対象事業実施区域及びその周辺には、重要な地形として、阿賀野川右岸の沖積面に残る旧流路が分布している。
地質に関する状況	1. 地質の状況 対象事業実施区域及びその周辺には、主に沖積層の礫・砂・泥・腐植土が広く分布している。また、「新潟県の活断層と海溝について」（最終更新日：令和 2 年 7 月 7 日、新潟県ホームページ）によると、対象事業実施区域には活断層は存在しない。 2. 重要な地質 対象事業実施区域及びその周辺には、重要な地質は存在しない。

表 3.2.1 自然的状況 (4/5)

項 目	対象事業実施区域及びその周辺の概況
動植物の生息 又は生育、植 生及び生態系 の状況	1. 動物 (1) 重要な種 「大切にしたい野生生物－新潟市レッドデータブック－」（平成 22 年 3 月、新潟市）によれば、新潟市では、重要な動物種として、哺乳類 1 種、鳥類 42 種、両生類 9 種、淡水魚類 22 種、大型水生甲殻類 7 種、昆虫類 59 種、陸・淡水産貝類 30 種が確認されている。そのうち、対象事業実施区域及びその周辺に生息する可能性がある動物種として、哺乳類 1 種、鳥類 17 種、両生類 4 種、淡水魚類 5 種、大型水生甲殻類 6 種、昆虫類 5 種、陸・淡水産貝類 13 種があげられる。 (2) 集団繁殖地の分布 対象事業実施区域及びその周辺には、特別天然記念物・天然記念物に指定されている重要な集団繁殖地は分布していない。 (3) 越冬地の分布 対象事業実施区域及びその周辺には、鳥屋野潟鳥獣保護区があり、当該地域は、コハクチョウやオオハクチョウをはじめとする渡り鳥の渡来地として重要な湖沼であり、多数の渡り鳥が越冬地として利用している。 2. 植物 (1) 重要な種 「大切にしたい野生生物－新潟市レッドデータブック－」（平成 22 年 3 月、新潟市）によれば、新潟市では、重要な植物種として、188 種の維管束植物種が確認され、そのうち、対象事業実施区域及びその周辺に生育する可能性がある植物種として、69 種があげられる。 (2) 植生 対象事業実施区域及びその周辺の植生は、概ね地形と相関しており、河川沿いには主にヨシクラスが分布している。また、対象事業実施区域には、水田雑草群落が広く見られる。 (3) 特定植物群落 対象事業実施区域及びその周辺には、特定植物群落は分布していない。 (4) 巨樹・巨木林 対象事業実施区域及びその周辺には、ケヤキやイチョウ、タブノキ等の巨樹・巨木林が分布している。 3. 生態系 対象事業実施区域及びその周辺の地形は、三角州性低地、自然堤防・砂州が形成されている。植生は概ね地形と相関していることから、河川沿いには主にヨシクラスが分布しており、対象事業実施区域には水田雑草群落が広く見られる。 また、生態系は低地や河原等を基盤として生育する植物群落を生産者とし、一次消費者としてバッタ類やチョウ類等の草食性の昆虫類やウサギ類等の草食性哺乳類が、二次消費者としてはトンボ類やオサムシ類等の肉食性昆虫類や、昆虫類を捕食するモグラ類が存在する。三次消費者としてはスズメ類等の鳥類、ネズミ類等の小型哺乳類、カエル類やカナヘビ等の両生類・爬虫類が、四次消費者としてヘビ類等の爬虫類が存在し、これらを餌とする最上位の消費者としてタカ科等の猛禽類やテン等の中型哺乳類が存在する。

表 3.2.1 自然的状況 (5/5)

項 目	対象事業実施区域及びその周辺の概況
景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	1. 景観 (1) 主要な眺望点の概況 対象事業実施区域及びその周辺には、主要な眺望点として、亀田農村公園、大蔵神社、諏訪社等の 96 箇所が存在する。 (2) 主要な景観資源 対象事業実施区域及びその周辺には、主要な景観資源として、新潟砂丘Ⅲや北山の池、アスパーク亀田、国道 403 号フラワーロード、小阿賀野川等が存在する。 2. 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布 対象事業実施区域及びその周辺には、主要な人と自然との触れ合い活動の場として、かわね公園や亀田農村公園、阿賀野川フラワーライン等が存在する。
文化財に関する状況	1. 指定文化財の状況 対象事業実施区域及びその周辺には、北潟の大譲葉や八珍柿原木などの指定文化財が 21 件（新潟県指定文化財 2 件、新潟市指定文化財 19 件）分布する。 2. 埋蔵文化財の状況 対象事業実施区域及びその周辺には、埋蔵文化財包蔵地が多数見られる。
一般環境中の放射性物質の状況	対象事業実施区域及びその周辺における令和 5 年度の空間放射線量の測定結果は、いずれの測定回においても新潟県内における空間放射線量の通常値 (0.016～0.16 μ Sv/h：既設の柏崎刈羽原子力発電所周辺におけるモニタリングポストの値) の範囲内であった。 また、平成 28 年度の一般環境土壌の放射性物質濃度の測定結果は、いずれの地点も不検出であった。なお、新潟市では平成 29 年度以降、一般環境土壌の放射性物質濃度の測定は行われていない。

3.3 社会的状況に関する情報

対象事業実施区域及びその周辺における主な社会的状況を把握した結果を表 3.3.1 に示す。

表 3.3.1 社会的状況（1/11）

項 目	対象事業実施区域及びその周辺の概況
人口に関する状況	1. 人口及び世帯数 「令和 2 年国勢調査」（令和 3 年 11 月 30 日、総務省統計局）によれば、新潟市の人口は 789,275 人、世帯数は 331,272 世帯であり、平成 27 年から令和 2 年の人口の推移は、新潟市では 20,882 人減少しており、増減率は-2.6%となっている。 2. 集落の分布 対象事業実施区域は、茅野山集落、割野集落、古田集落等を通過する。また、人口集中地区（DID）は、対象事業実施区域周辺に複数存在し、対象事業実施区域においては終点付近に分布する。
産業に関する状況	「令和 2 年国勢調査」（令和 3 年 11 月 30 日、総務省統計局）によれば、新潟市の就業者の総数は 402,267 人であり、産業 3 部門別就業者の構成比をみると、第 1 次産業は 3.2%、第 2 次産業は 21.5%、第 3 次産業は 75.3%と、第 3 次産業が占める割合が高い状況となっている。 また、農業の状況は新潟市の総農家数は 9,675 戸であり、新潟県全体の約 15%を占め、農業算出額は、5,699 千万円となっている。工業の状況は、新潟市には 890 事業所が存在し、新潟県全体の約 18%を占め、製造品出荷額は 1,083,391 百万円となっている。商業の状況は、新潟市には 7,370 事業所が存在し、新潟県全体の約 33%を占め、年間商品販売額は 3,112,690 百万円となっている。観光の状況は、新潟市の観光入込客数は 15,557,324 人であり、新潟県全体の約 25%を占めている。
土地利用に関する状況	1. 土地利用の指定状況 対象事業実施区域及びその周辺は、土地利用計画の都市地域、農業地域、森林地域に該当する地域であり、対象事業実施区域は市街化区域、市街化調整区域、農業地域、農用地区域となっている。 また、都市計画区域の指定状況は、対象事業実施区域の終点付近が第一種住居地域に指定されており、そのほか、第一種中高層住居専用地域や準工業地域が隣接している。 2. 土地利用状況 新潟市の地目別構成比は、田が全体の約 40%と最も大きな割合を占めており、次いで雑種地その他が約 29%、宅地が約 18%となっている。

表 3.3.1 社会的状況（2/11）

項 目	対象事業実施区域及びその周辺の概況
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	1. 河川利用 対象事業実施区域及びその周辺は、東側に一級河川阿賀野川が、西側に一級河川信濃川が流れており、一級河川に挟まれた地域となっている。対象事業実施区域は信濃川水系の小阿賀野川及び覚路津大通川を通過する。 対象事業実施区域及びその周辺では、阿賀野川、小阿賀野川、信濃川は農業用に利水されているほか、阿賀野川、信濃川は水道用として利水されている。 2. 漁業権及び保護水面 対象事業実施区域及びその周辺では、阿賀野川において、あゆ、こい、ふな等を対象とした内水面漁業権（内共第8号 第5種共同漁業権）が、信濃川において、こい、ふな、もくずがにを対象とした内水面漁業権（内共第10号 第5種共同漁業権）が設定されている。なお、保護水面の区域は存在しない。 3. 地下水 対象事業実施区域及びその周辺では、水道水源としての地下水の利用は見られない。飲用井戸については、専用水道の利用はあるが、私的管理によるもののみとなっており、利用状況は把握されていない。
交通に関する状況	対象事業実施区域及びその周辺の主要な道路として、事業区間である一般国道403号のほか、日本海東北自動車道、磐越自動車道、一般国道49号、一般国道460号等があり、一般県道沢海酒屋線等が対象事業実施区域と交差している。また、このほか、主要地方道新潟中央環状線の予定線が対象事業実施区域と交差する計画となっている。 「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査（道路交通センサス）」（国土交通省）の調査結果によると、事業区間である一般国道403号の24時間交通量は24,436台～27,257台、昼間12時間大型車混入率は8.2%～8.4%となっている。 また、主要な鉄道としては、対象事業実施区域と概ね並列して、JR信越本線が走っている。
公共施設に関する事項	対象事業実施区域及びその周辺には、教育施設、福祉施設、文化施設等の環境保全の配慮が必要な公共施設が多数存在する。
生活環境施設等環境の保全に関する施設の状況	1. 水道、下水道の状況 「事業年報 にいがたの水道 令和5年度」（新潟市水道局）によれば、令和5年度の新潟市の上水道の普及率は99.7%であり、令和元年度以降ほぼ横ばいの状況が続いている。また、「下水道処理人口普及率」（新潟市ホームページ）によれば、令和5年度末時点の下水道の処理人口普及率は87.3%となっている。 2. 廃棄物処理施設の状況 新潟市の令和5年度のごみ処理量は247,247トンとなっている。また、対象事業実施区域及びその周辺には、廃棄物処理施設が複数存在する。

表 3.3.1 社会的状況 (3/11)

項 目	対象事業実施区域及びその周辺の概況
環境の保全に係る法令、条例等による指定、規制等に関する状況	1. 都市計画法の規定により定められた用途地域 対象事業実施区域及びその周辺には、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号) 第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域が存在する。 2. 環境基本法の規定により策定された公害防止計画の策定の状況 対象事業実施区域及びその周辺には、「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号) 第十七条の規定により策定された公害防止計画は策定されていない。 3. 環境基本法の規定等により定められた環境基準 (1) 大気汚染に係る環境基準 「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号) 第十六条第一項の規定により大気汚染に係る環境基準が定められている。「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号) 第七条の規定によりダイオキシン類に係る環境基準が定められている。 (2) 騒音に係る環境基準 「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号) 第十六条第一項の規定により騒音に係る環境基準が定められおり、対象事業実施区域の終点付近はB類型に指定されている。 (3) 水質汚濁に係る環境基準 「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号) 第十六条第一項の規定により水質汚濁に係る環境基準が定められており、対象事業実施区域及びその周辺における河川等の水域類型指定の状況は、小阿賀野川及び阿賀野川がA類型、能代川がB類型、栗木川上流がC類型、鳥屋野潟がB類型に指定されている。 (4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準 「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号) 第十六条第一項の規定により地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている。 (5) 土壌汚染に係る環境基準 「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号) 第十六条第一項の規定により土壌汚染に係る環境基準が定められている。 (6) ダイオキシン類に係る環境基準 「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号) 第七条の規定によりダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準が定められている。 4. 大気汚染に係る規制 (1) 大気汚染防止法の規定により定められた指定地域 対象事業実施区域及びその周辺には、「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号) 第五条の二第一項の規定により定められた指定地域は存在しない。 (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NO_x・PM法)の規定により定められた窒素酸化物対策地域又は(及び) 粒子状物質対策地域 対象事業実施区域及びその周辺には、「自動車NO_x・PM法」(平成 4 年法律第 70 号) 第六条第一項並びに第八条第一項の規定により定められた窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域は存在しない。

表 3.3.1 社会的状況 (4/11)

項 目	対象事業実施区域及びその周辺の概況
環境の保全に係る法令、条例等による指定、規制等に関する状況	5. 騒音に係る規制 (1) 幹線道路の沿道の整備に関する法律の規定により指定された沿道整備道路 対象事業実施区域及びその周辺には、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」(昭和 55 年法律第 34 号) 第五条第一項の規定により指定され沿道整備道路は存在しない。 (2) 特定（指定）施設に関する規制 「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号) 第三条第一項及び第四条第一項の規定により特定施設における騒音の規制に関する基準が定められており、対象事業実施区域の終点付近は第 2 種区域に指定されている。また、新潟市では、法に基づく特定施設に加え、「新潟市生活環境の保全等に関する条例」(平成 9 年条例第 47 号) に基づく指定施設を定め、規制を行っている。 (3) 特定（指定）建設作業に関する規制 「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号) 第三条第一項及び第十五条第一項の規定により特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められており、対象事業実施区域の終点付近は第 2 種区域に指定されている。また、新潟市では、法に基づく特定建設作業に加え、「新潟市生活環境の保全等に関する条例」(平成 9 年条例第 47 号) に基づく騒音に係る指定建設作業を定め、規制を行っている。 (4) 自動車騒音の要請限度 「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号) 第十七条第一項の規定により自動車騒音の要請限度及び時間の区分の状況が定められている。 6. 振動に係る規制 (1) 特定（指定）施設に関する規制 「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号) 第三条第一項及び第四条第一項の規定により特定施設における振動の規制に関する基準が定められており、対象事業実施区域の終点付近は第 1 種区域に指定されている。また、新潟市では、法に基づく特定施設に加え、「新潟市生活環境の保全等に関する条例」(平成 9 年条例第 47 号) に基づく指定施設を定め、規制を行っている。 (2) 特定（指定）建設作業に関する規制 「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号) 第三条第一項及び第十五条第一項の規定により特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められており、対象事業実施区域の終点付近は第 1 種区域に指定されている。また、新潟市では、法に基づく特定建設作業に加え、「新潟市生活環境の保全等に関する条例」(平成 9 年条例第 47 号) に基づく振動に係る指定建設作業を定め、規制を行っている。 (3) 道路交通振動の要請限度 「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号) 第十六条第一項の規定により道路交通振動の要請限度及び時間の区分の状況が定められている。

表 3.3.1 社会的状況 (5/11)

項 目	対象事業実施区域及びその周辺の概況
環境の保全に係る法令、条例等による指定、規制等に関する状況	7. 悪臭に係る規制 「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 条) 第三条の規定により規制地域が定められており、対象事業実施区域の終点付近は第 1 種区域に指定されている。また、新潟市では、「新潟市生活環境の保全等に関する条例」(平成 9 年条例第 47 号) の規定に基づき、指定施設の敷地境界及び排水口において規制基準を定めている。 8. 水質汚濁に係る規制 (1) 水質汚濁防止法に係る排水基準 「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号) 第三条第一項の規定により排水基準が定められている。また、同法第三条第三項及び第四条の規定により、新潟県では「新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」(昭和 46 年条例第 46 号) により、し尿処理施設等の施設を設置する工場又は事業場について上乗せ排水基準を定め、規制しており、対象事業実施区域及びその周辺は、信濃川水域並びに鳥屋野潟水域の適用を受ける区域となっている。その他、県内全域の公共用水域について、クロムの上乗せ基準が定められている。 (2) 条例で定める規制基準 新潟県は、「新潟県生活環境の保全等に関する条例」(昭和 46 年条例第 51 号) に基づき定めた特定施設からの公共用水域への排出水に対し、有害項目及び生活環境項目に係る規制基準を定めている。また、新潟市では水質汚濁防止法及び県条例の規定により規制の対象となる施設以外の施設のうち、「新潟市生活環境の保全等に関する条例」(平成 9 年条例第 47 号) に基づき、同条例第二十八条、第二十九条または第三十条の規定による指定施設の事業活動に伴って公共用水域に排出する排出水について、水域別に規制基準を定めている。そのうち、対象事業実施区域及びその周辺は、信濃川水域、阿賀野川水域、湖沼の適用を受ける区域となっている。 9. 土壌の汚染に係る規制 (1) 土壌汚染対策法の規定により指定された指定区域 対象事業実施区域及びその周辺には、「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号) 第六条第一項の規定により指定された要措置区域及び同法第十一条第一項の規定により指定された形質変更時要届出区域は存在しない。 (2) ダイオキシン類対策特別措置法の規定により指定された地域 対象事業実施区域及びその周辺には、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号) 第二十九条第一項の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域は存在しない。 (3) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の規定により指定された地域 対象事業実施区域及びその周辺には、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(昭和 45 年法律第 139 号) 第三条第一項の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域は存在しない。

表 3.3.1 社会的状況 (6/11)

項 目	対象事業実施区域及びその周辺の概況
環境の保全に係る法令、条例等による指定、規制等に関する状況	10. 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に記載された文化遺産及び自然遺産の区域 対象事業実施区域及びその周辺には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年条約第7号)第十一条の二の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域は存在しない。 11. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の規定により指定された区域 対象事業実施区域及びその周辺には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域は存在しない。 12. 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の規定により指定された区域 対象事業実施区域及びその周辺には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和55年条約第28号)第二条第一項の規定により指定された湿地の区域は存在しない。 13. 文化財保護法の規定により指定された名勝又は天然記念物、重要文化的景観 対象事業実施区域及びその周辺における「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)第百九条第一項の規定により指定された名勝(庭園、公園、橋梁及び築堤にあつては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断されるものに限る。)又は天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。)又は同法第百三十四条第一項の規定により指定された重要文化的景観については、北潟の大譲葉や八珍柿原木などの指定文化財が21件(新潟県指定文化財2件、新潟市指定文化財19件)が存在する。 14. 文化財保護法の規定により定められた埋蔵文化財包蔵地 対象事業実施区域及びその周辺には、「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)第九十三条第一項に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地が多数存在する。 15. 自然公園法の規定により指定された国立公園、国定公園又は新潟県立自然公園条例により指定された都道府県立自然公園の区域 対象事業実施区域及びその周辺には、「自然公園法」(昭和32年法律第161号)第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国定公園又は同法第七十二条の規定に基づく「新潟県立自然公園条例」(昭和43年条例第28号)により指定された都道府県立自然公園の区域は存在しない。 16. 自然環境保全法の規定により指定された原生自然環境保全地域、自然環境保全地域の区域 対象事業実施区域及びその周辺には、「自然環境保全法」(昭和47年法律第85号)第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域の区域は存在しない。

表 3.3.1 社会的状況（7/11）

項 目	対象事業実施区域及びその周辺の概況
環境の保全に係る法令、条例等による指定、規制等に関する状況	17. 新潟県自然環境保全条例の規定により指定された自然環境保全地域、緑地環境保全地域の区域 対象事業実施区域及びその周辺には、「新潟県自然環境保全条例」（昭和 48 年条例第 34 号）第十四条第一項の規定により指定された自然環境保全地域、同法第二十一条第一項の規定により指定された緑地環境保全地域の区域は存在しない。 18. 都市緑地法の規定により指定された緑地保全地域、特別緑地保全地区の区域 対象事業実施区域及びその周辺には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）第五条第一項の規定により指定された緑地保全地域、同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地域の区域は存在しない。 19. 都市緑地法により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画（「緑の基本計画」） 新潟市では、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）第四条第一項により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画として、「新潟市みどりの基本計画」（令和 4 年 7 月改訂 新潟市）が策定されているが、対象事業実施区域及びその周辺には、緑地協定締結地区は存在しない。 20. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により指定された鳥獣保護区の区域 対象事業実施区域及びその周辺には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）第二十八条第一項の規定により指定された鳥屋野潟鳥獣保護区と秋葉鳥獣保護区が存在する。 21. 都市計画法の規定により定められた風致地区の区域 対象事業実施区域及びその周辺には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第八条第一項第七号の規定により定められた風致地区として、第一秋葉風致地区、第二秋葉風致地区が存在する。 22. 景観法により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画（景観計画） 新潟市では、「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）第八条第一項により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画として、「新潟市景観計画」（令和 6 年 4 月変更新潟市）が策定されており、新潟市全域が景観計画区域となっている。なお、対象事業実施区域及びその周辺には、景観計画区域の特別区域は存在せず、対象事業実施区域及びその周辺は一般区域に該当する。 23. 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画（「歴史的風致維持向上計画」） 対象事業実施区域及びその周辺には、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成 20 年法律第 40 号）第五条第一項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画は策定されていない。

表 3.3.1 社会的状況 (8/11)

項 目	対象事業実施区域及びその周辺の概況
環境の保全に係る法令、条例等による指定、規制等に関する状況	24. その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況 (1) 「保護林の再編・拡充について」により指定された保護林の区域 対象事業実施区域及びその周辺には、「保護林の再編・拡充について」(平成元年4月11日付け元林野経第25号林野庁長官通達)により指定された保護林の区域は存在しない。 (2) 森林法の規定により定められた保安林の区域 対象事業実施区域及びその周辺には、「森林法」(昭和26年法律第249号)第二十五条の規定により定められた保安林の区域は存在しない。 (3) 地すべり等防止法の規定により定められた地すべり防止区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定により定められた土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 対象事業実施区域及びその周辺には、「地すべり等防止法」(昭和33年法律第30号)第三条の規定により定められた地すべり防止区域は存在しないが、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第七条並びに第九条の規定により定められた土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が複数存在する。 (4) 宅地造成及び特定盛土等規制法の規定により定められた規制区域 対象事業実施区域及びその周辺には、「宅地造成及び特定盛土等規制法」(昭和36年法律第191号)第十条第一項の規定により定められた宅地造成等工事規制区域、同法第二十六条第一項の規定により定められた特定盛土等規制区域が存在する。

表 3.3.1 社会的状況 (9/11)

計画等	概 要
第 4 次 新潟市環境基本計画 (令和 5 年 4 月)	・計画期間：令和 5 年度から令和 12 年度 ・目指す都市像：「田園の恵みを感じながら 心豊かに暮らせる 日本海拠点都市」 ・施策： 「1 脱炭素社会の創造」 (1) 省エネルギー・再生可能エネルギーの推進 (2) 気候変動適応策の推進 「2 循環型社会の推進」 (1) 3R の推進によるごみの減量 (2) 地域の環境美化の促進 (3) 持続可能なごみ処理体制の整備 「3 自然との共生」 (1) 生物多様性の保全 (2) 自然環境の持続可能な利用 「4 良好な生活環境の確保」 (1) 環境負荷の低減・抑制 (2) 環境保全のための事前配慮の推進
新潟市地球温暖化対策実行計画（地域推進版）-環境モデル都市推進プラン- (令和 2 年 3 月) (令和 5 年 6 月見直し)	・計画期間：令和元年度から令和 6 年度（第 3 期） ・計画の対象地域：新潟市全域 ・計画の推進主体：市民、事業者、新潟市 ・二酸化炭素排出量削減目標： （短期）2024 年度までに 2013 年度比で 30%削減 （中期）2030 年度までに 2013 年度比で 50%削減 （長期）2050 年度までに実質ゼロ ・取り組み方針： 1) 田園環境の保全・持続可能な利用 2) スマートエネルギーシティの構築 3) 脱炭素型交通への転換 4) ゼロカーボンシティ実現に向けたライフスタイルへの転換 5) 気候変動適応策の実践
新潟市地球温暖化対策実行計画(第 5 期市役所率先実行版) (平成 31 年 4 月改訂) (令和 5 年 6 月一部見直し)	・計画期間：2019 年度（令和元年度）から 6 年間 最終目標年度は 2030 年 ・温室効果ガスの削減目標： （中間）2024 年度までに 2013 年度比で総排出量 31%削減 （最終）2030 年度までに 2013 年度比で総排出量 50%以上削減 ・取り組みの基本方針： 1) 率先して取り組みます 2) 市民、事業者へ取り組みの展開を見据えた施策の検討をします 3) 着実な PDCA サイクルのためのマネジメントシステムで運用します 4) 実施状況を公表します

表 3.3.1 社会的状況 (10/11)

計画等	概 要
新潟市一般廃棄物 処理基本計画 (令和2年3月) (令和7年3月見直し)	・計画期間：令和2年度から11年間 ・推進主体：市民、事業者、新潟市の協働 ・理念：ともに創造する持続可能な循環型都市・にいがた ・ごみ処理の施策： 1) リデュース・リユースの推進によるごみの減量 2) さらなる資源循環の推進 3) 意識啓発の推進 4) 市民サービスの向上 5) 地域の環境美化の推進 6) 安定かつ効率的な収集・処理体制 7) 低炭素社会に向けた体制整備 8) 大規模災害に備えた体制整備 ・生活排水処理の施策 1) 地域に応じた生活排水処理の推進 2) 効率的で効果的な生活排水処理施設の構築 3) 環境保全のための広報啓発の推進
にいがた命のつながりプラン ～新潟市生物多様性地域計画～ (平成24年3月)	・短期目標（5～10年後）：生物多様性の重要性を認識し、自然環境の保全に向けた取り組みを展開 ・長期目標（50年後）：まちを包み込む多様な水と緑の自然環境に支えられ、多くの命と共に生きる暮らしを創出 ・基本方針： 1) 在来動植物の生息・生育環境の保全・再生 2) 自然環境の持続可能な利用の推進 3) 人材育成・協働の推進 4) 地球温暖化防止などの推進
にいがた都市交通戦略プラン〔基本計画〕 (令和1年7月)	・計画期間：2019年度（令和元年度）から概ね10年間 ・計画区域：新潟市全域 ・新たな交通の将来像：県都新潟の拠点化と安心して暮らせるまち ・基本方針： 1) 多核連携型のまちづくりを支える交通戦略（視点：都心アクセスの強化） 2) 都市の活力と拠点性を強化する交通戦略（視点：広域交通との連携強化） 3) まちなかの賑わいを創出する交通戦略（視点：都心部の移動円滑化） 4) 暮らしを支えるモビリティを地域で育む交通戦略（視点：生活交通の確保維持・強化） 5) みんなで築き上げる交通戦略（視点：市民や関係者による協働）
新潟しみどりの基本計画 (平成21年6月) (令和4年7月一部改訂)	・目標年次：2009年度（平成21年）から概ね20年間後（令和10年） ・まちの範囲： ①市街化区域と用途地域 ②市街化区域と用途地域に隣接するみどり資源 ・基本理念：次世代に誇りを持って引き継ぐ豊かな水と緑 ～新潟らしい風格ある都市を目指して～ ・基本方針： 1) まちを包み込む多様な水と緑を保全、活用します 2) 新潟市の歴史・個性、魅力をみどりで演出します 3) 生活の舞台となる身近な空間にみどりを創出します 4) 潤いとやすらぎをもたらし、生活を豊かにするレクリエーションの場を創出します 5) 安心・安全や環境への配慮に関するみどりの機能強化を図ります 6) 市民と協働で進めるみどりのまちづくりを目指します

表 3.3.1 社会的状況（11/11）

計画等	概 要
新潟市都市計画基本方針ー都市計画マスタープランー（令和5年3月）	・目標年次：2032（令和14）年度 ・計画区域：新潟市の行政区域全域 ・理念：持続的に発展する都市（全市レベル） 誰かが暮らしやすい個性ある地域（地域レベル） ・目指す都市の姿：市街地と田園・自然の多様な魅力が人をつなぐ多核連携都市 新潟 ・基本方針： 1) 多様な拠点がネットワークでつながる多核連携都市 2) 国内外とつながる活力あふれる産業・交流都市 3) 田園・自然と市街地が共生・共鳴する環境・安全都市 4) それぞれの地域で安心して暮らし続けることができるまち 5) 地域の個性を活かした多様な暮らし方ができるまち

第4章 計画段階環境配慮事項の検討の概要

計画段階環境配慮計画書（以下、「配慮書」という。）において実施した、計画段階環境配慮事項の検討の概要を以下に示す。

4.1 複数案の設定

4.1.1 ゼロ・オプションの検討

複数案の設定にあたり、まず「対象事業を実施しないこととする案（ゼロ・オプション）」の検討を行った。

本事業区間は、広域的な道路として計画・整備し広域都市の健全なる発展を図るため、昭和59年に都市計画決定された都市計画道路の一部区間であり、本市の目指す多核連携型の都市構造において、都心から放射状に広がる国道のひとつとして位置付けられ、市民の日常的な移動はもとより、物流などの社会経済活動を支えるとともに、緊急輸送道路に指定され、災害時における重要な道路ネットワークとしての役割を果たしている。一方で、小阿賀野橋周辺や古田交差点で慢性的な渋滞が発生していることに加え、新潟中央環状道路が本事業区間と接続することにより、更なる渋滞が懸念されていることから、本事業区間を4車線に拡幅整備することにより、交通混雑の緩和を図り、物流・交流・連携の強化や災害に強い道路ネットワークを構築するものである。

このため、本市のまちづくりにおいて重要な事業であることから、本事業の実施は必要であると判断する。

4.1.2 位置等に関する複数案の設定

対象事業を実施する区域の位置及び規模（幅員、延長、構造形式）は、都市計画道路として目指すべき都市像を実現させるため、施設の配置や規模等の検討を行い地域の合意形成が図られた上で決定された道路法線および計画であり、既に取得済の道路用地内において、暫定2車線又は暫定3車線を4車線に拡幅整備するものである。

このため、既に決定された道路法線を尊重するとともに、新たな道路用地の取得が不要であるといった経済性の観点や、既存の土地利用に対して改変面積も小さくなるといった環境負荷の観点からみても、複数案を設定することは合理的ではないことから単一案とする。

4.2 計画段階配慮事項の選定結果

計画段階配慮事項の選定結果を表 4.2.1 に示す。また、その選定理由を表 4.2.2 に、非選定理由を表 4.2.3 に示す。

選定にあたり、本事業の特性及び地域の特性を踏まえ、事業により環境に影響を与えるおそれがある要因（以下、「影響要因」という。）が、環境の構成要素（以下、「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について検討した。

なお、検討に際し「新潟市環境影響評価配慮指針」（平成 29 年 3 月、新潟市告示第 120 号）、「計画段階配慮手続きに係る技術ガイド」（平成 25 年 3 月、環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会）並びに「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）の考え方を参考とした。

表 4.2.1 計画段階配慮事項の選定結果

環境要素の区分 影響要因の区分				工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用				
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存工作物の撤去等	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	道路（地表式又は掘割式）の存在	道路（嵩上式）の存在	消雪パイプの稼働	自動車の走行	休憩所の存在及び供用
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物 (NO _x)									●	
			浮遊粒子状物質 (SPM)									●	
			粉じん等	▲	▲								
		騒音	騒音	▲	▲							●	
		振動	振動	▲	▲							●	
	水環境	水質	水の汚れ										×
			水の濁り			▲	▲	▲					×
	地質環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				×	×	×	×			
		地盤	地盤沈下							×	×		
	その他の環境	その他	日照障害							×			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地	▲	▲	▲	▲	▲	●	×			
	植物		重要な植物種・群落及びその生育地			▲	▲	▲	●	×			
	生態系		地域を特徴づける生態系			▲	▲	▲	●	×			
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						●	×			×
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場						●	×			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物			▲							
	温室効果ガス等		二酸化炭素等	▲	▲							▲	×
文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	文化財		文化財			▲	▲	▲	●	×			
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量		空間線量率及び放射能濃度	×	×	×	×	×					

●：新潟市環境影響評価技術指針で示された参考項目であり、今回選定した項目。

▲：新潟市環境影響評価技術指針で示された参考項目であるが、今回選定しなかった項目。ただし、方法書段階での選定を想定している項目

×：新潟市環境影響評価技術指針で示された参考項目であるが、今回選定しなかった項目。

表 4.2.2 計画段階配慮事項の選定結果とその理由

環境要素		影響要因		選定理由
		区分	要因	
大気環境	大気質 (NO _x , SPM)	土地又は工作物の存在及び供用	自動車の走行	市街地・集落等が分布していることから、自動車の走行により大気質へ影響を及ぼすおそれがあるため選定する。
	騒音	土地又は工作物の存在及び供用	自動車の走行	市街地・集落等が分布していることから、自動車の走行により騒音及び振動へ影響を及ぼすおそれがあるため選定する。
	振動			
動物		土地又は工作物の存在及び供用	道路(地表式)の存在	鳥獣保護区が存在し、重要な動物の生息域に該当することから、道路の存在が動物の生息環境へ影響を及ぼすおそれがあるため選定する。
植物		土地又は工作物の存在及び供用	道路(地表式)の存在	重要な植物の生息域となり得る環境が存在し、また、天然記念物や巨樹・巨木林が分布していることから、道路の存在が植物の生育環境へ影響を及ぼすおそれがあるため選定する。
生態系		土地又は工作物の存在及び供用	道路(地表式)の存在	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境としての河川環境や鳥獣保護区が分布することから、道路の存在が生態系へ影響を及ぼすおそれがあるため選定する。
景観		土地又は工作物の存在及び供用	道路(地表式)の存在	主要な眺望点と眺望景観、並びに景観資源が存在することから、道路の存在が景観へ影響を及ぼすおそれがあるため選定する。
人と自然との触れ合いの活動の場		土地又は工作物の存在及び供用	道路(地表式)の存在	人と自然との触れ合いの活動の場となる公園、スポーツ施設等が存在していることから、道路の存在がこれらへ影響を及ぼすおそれがあるため選定する。
文化財		土地又は工作物の存在及び供用	道路(地表式)の存在	多くの遺物包含地が存在することから、道路の存在がこれら埋蔵文化財へ影響を及ぼすおそれがあるため選定する。

表 4.2.3 計画段階配慮事項に選定しなかった項目とその理由 (1/3)

環境要素		影響要因		非選定理由
		区分	要因	
大気環境	大気質 (粉じん等)	工事の実施	建設機械の稼働	市街地・集落等が分布していることから、工事の実施により発生する粉じん等、騒音及び振動が影響を及ぼすおそれがある。しかし、現時点で工種及び工事工程等が未定であるため、計画段階配慮事項としては選定せず、方法書以降の手続きにおいて影響を検討する。
	騒音		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	
	振動			
水環境	水質 (水の汚れ)	土地又は工作物の存在及び供用	休憩所の存在及び供用	本事業では、休憩所の設置は計画されていないため、選定しない。
	水質 (水の濁り)	工事の実施	切土工等又は既存工作物の撤去等	工事により裸地が出現した場合、降雨時に濁水が発生するおそれがある。また、地下水位が高い箇所での切土や工作物の撤去時に湧出水による濁水が発生するおそれがある。しかし、現時点で工種及び工事工程等が未定であるため、計画段階配慮事項としては選定せず、方法書以降の手続きにおいて影響を検討する。
			工事施工ヤードの設置	
			工事用道路等の設置	
		土地又は工作物の存在及び供用	休憩所の存在及び供用	本事業では、休憩所の設置は計画されていないため、選定しない。
地質環境	重要な地形及び地質	工事の実施	工事施工ヤードの設置	対象事業実施想定区域に重要な地形及び地質は存在していないため、選定しない。
			工事用道路等の設置	
		土地又は工作物の存在及び供用	道路(地表式又は掘割式)の存在	対象事業実施想定区域に重要な地形及び地質は存在していないため、選定しない。
			道路(嵩上式)の存在	
	地盤沈下	土地又は工作物の存在及び供用	道路(嵩上式)の存在	本事業では、嵩上式の道路は計画されていないため、選定しない。
			消雪パイプの稼働	本事業では、消雪パイプの設置は計画されていないため、選定しない。
その他	日照障害	土地又は工作物の存在及び供用	道路(嵩上式)の存在	本事業では、嵩上式の道路は計画されていないため、選定しない。

表 4.2.3 計画段階配慮事項に選定しなかった項目とその理由 (2/3)

環境要素	影響要因		非選定理由
	区分	要因	
動物	工事の実施	建設機械の稼働	建設機械の稼働及び工事車両の運行に伴う騒音等により動物の生息環境へ影響を及ぼすおそれがある。しかし、現時点で工種及び工事工程等が未定であるため、計画段階配慮事項としては選定せず、方法書以降の手続きにおいて影響を検討する。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	
		切土工等又は既存工作物の撤去等	
		工事施工ヤードの設置	
		工事用道路等の設置	
植物	工事の実施	切土工等又は既存工作物の撤去等	工事に伴う左記要因による土地の改変等は、植物の生育環境へ影響を及ぼすおそれがある。しかし、現時点で施工範囲及び工事工程等が未定であるため、計画段階配慮事項としては選定せず、方法書以降の手続きにおいて影響を検討する。
		工事施工ヤードの設置	
		工事用道路等の設置	
	土地又は工作物の存在及び供用	道路(嵩上式)の存在	本事業では、嵩上式の道路は計画されていないため、選定しない。
生態系	工事の実施	切土工等又は既存工作物の撤去等	工事に伴う左記要因による土地の改変等は、生態系保全上重要な自然環境へ影響を及ぼすおそれがある。しかし、現時点で施工範囲及び工事工程等が未定であるため、計画段階配慮事項としては選定せず、方法書以降の手続きにおいて影響を検討する。
		工事施工ヤードの設置	
		工事用道路等の設置	
	土地又は工作物の存在及び供用	道路(嵩上式)の存在	本事業では、嵩上式の道路は計画されていないため、選定しない。
景観	土地又は工作物の存在及び供用	道路(嵩上式)の存在	本事業では、嵩上式の道路は計画されていないため、選定しない。
		休憩所の存在及び供用	本事業では、休憩所の設置は計画されていないため、選定しない。
人と自然との触れ合いの活動の場	土地又は工作物の存在及び供用	道路(嵩上式)の存在	本事業では、嵩上式の道路は計画されていないため、選定しない。

表 4.2.3 計画段階配慮事項に選定しなかった項目とその理由 (3/3)

環境要素	影響要因		非選定理由
	区分	要因	
廃棄物等	工事の実施	切土工等又は既存工作物の撤去等	建設工事に伴う残土や副産物の一部が廃棄物として発生することが考えられる。しかし、現時点では廃棄物の種類及び発生量が見積もれないため、計画段階配慮事項としては選定せず、方法書以降の手続きにおいて影響を検討する。
温室効果ガス等	工事の実施	建設機械の稼働	建設機械の稼働及び工事車両の運行により温室効果ガスである二酸化炭素が発生するおそれがある。しかし、現時点では建設機械及び工事車両の活動量が見積もれないため、計画段階配慮事項としては選定せず、方法書以降の手続きにおいて影響を検討する。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	
	土地又は工作物の存在及び供用	自動車の走行	自動車の走行により温室効果ガスである二酸化炭素が発生するおそれがある。しかし、現時点では対象事業による交通量の変化及び温室効果ガス排出量が見積もれないため、計画段階配慮事項としては選定せず、方法書以降の手続きにおいて影響を検討する。
文化財	工事の実施	切土工等又は既存工作物の撤去等	工事に伴う左記要因による土地の改変等は、遺物包含地へ影響を及ぼすおそれがある。しかし、現時点で施工範囲等が未定であるため、計画段階配慮事項としては選定せず、方法書以降の手続きにおいて影響を検討する。
		工事施工ヤードの設置	
		工事用道路等の設置	
	土地又は工作物の存在及び供用	道路(嵩上式)の存在	本事業では、嵩上式の道路は計画されていないため、選定しない。
放射線の量	工事の実施	建設機械の稼働	本事業では、放射性物質が拡散するおそれのある工事は実施しないため、選定しない。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	本事業では、放射性物質が拡散するおそれのある資材及び機械は使用しないため、選定しない。
		切土工等又は既存工作物の撤去等	対象事業実施想定区域における空間線量の測定結果は通常の測定範囲内に収まっており、当該区域において環境に影響を及ぼす量の放射性物質は存在しないと考えられる。したがって、工事による土地の改変等により放射性物質が拡散又は漏洩するおそれはないことから、選定しない。
		工事施工ヤードの設置	
		工事用道路等の設置	

4.3 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法

計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法は、概ねのルートや位置や基本的な道路構造等を検討する段階における、事業計画の熟度や検討スケールに応じた環境配慮を適切に実施できる手法とした。

調査は、対象事業実施想定区域及びその周囲を広域的に調査できる既存資料に基づき、計画段階における環境配慮が必要な対象（大気質や騒音では市街地・集落など、動物であれば重要な種の生息地など）の位置・分布を把握する方法とした。

また、予測は、重大な環境影響について、環境配慮が必要な対象と対象事業実施想定区域の位置関係を踏まえながら、環境の状況の変化又は環境への負荷の量を可能な限り定量的に把握する手法とし、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定した。

評価は、予測結果を踏まえ、環境配慮が必要な対象への重大な環境影響が実行可能な範囲で回避又は低減されているか、並びに環境保全に関する基準が定められている場合は予測結果と当該基準との間に整合性が図れているかについて評価する方法とした。

予測及び評価の手順は、まず、調査により把握した「環境配慮が必要な対象」の位置・分布と、本事業による環境影響が想定される「環境影響想定範囲」との重なりを把握した。このとき、影響想定範囲は「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）の考え方を参考とした。次いで、ここで把握した位置関係、並びに事業特性及び地域特性を踏まえ、事例の引用が可能な環境要素については当該事例の調査、予測及び評価の結果を参考としたうえで、環境影響の回避又は低減の状況並びに環境の変化の程度を把握し、重大な環境影響が実行可能な範囲で回避又は低減されているか環境要素ごとに整理した。また、環境基準等が定められている環境要素については、予測結果と当該基準との間に整合性が図られているかについて整理した。

なお、引用する事例として、道路構造や立地環境が本事業と類似し、本対象事業実施想定区域と交差する計画となっている「新潟都市計画道路 3・4・590 号新潟中央環状道路」（延長約 45km、計画車線数 4、区間最大計画交通量 27,700 台/日）に係る環境影響評価（「新潟都市計画道路 3・4・590 号新潟中央環状道路環境影響評価書」平成 23 年 11 月、新潟市）（以下、引用事例という。）を選定した。

計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法を表 4.3.1 に示す。

表 4.3.1 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法 (1/2)

計画段階配慮事項			検討対象	手 法		
環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法
大気環境	大気質	自動車の走行	大気質・騒音に係る環境影響を受けるおそれのある市街地・集落、住宅等の建物用地、環境保全への配慮を要する施設	既存資料により市街地・集落、住宅等の建物用地、環境保全への配慮を要する施設（教育施設、病院、社会福祉施設等）と対象事業実施想定区域の位置関係を把握する。	市街地・集落、住宅等の建物用地、環境保全への配慮を要する施設（教育施設、病院、社会福祉施設等）と対象事業実施想定区域の位置関係を踏まえ、引用事例の現況調査結果若しくは予測結果から本事業の計画交通量における環境影響の変化量を推計し、環境配慮が必要な対象への大気質・騒音・振動の影響度を整理する。	予測結果を踏まえ、環境配慮が必要な対象への重大な影響が実行可能な範囲で回避又は低減されているか整理する。また、予測結果と環境基準等との間に整合性が図られているかについて整理する。
	騒音					
	振動					
動物	道路の存在		動物に係る環境影響を受けるおそれのある重要な種の生息地等 ・重要な種 ・鳥獣保護区 ・国定公園、自然公園	既存資料により重要な種及び注目すべき生息地と対象事業実施想定区域の位置関係を把握する。	重要な種及び注目すべき生息地と対象事業実施想定区域の位置関係を踏まえ、環境配慮が必要な対象への影響度を整理する。	予測結果を踏まえ、環境配慮が必要な対象への重大な影響が実行可能な範囲で回避又は低減されているか整理する。
植物	道路の存在		植物に係る環境影響を受けるおそれのある重要な種・群落の生育地等 ・重要な植物群落 ・巨樹・巨木林 ・天然記念物 ・国定公園、自然公園 ・保安林	既存資料により重要な種及び群落の生育地と対象事業実施想定区域の位置関係を把握する。	重要な種及び群落の生育地と対象事業実施想定区域の位置関係を踏まえ、環境配慮が必要な対象への影響度を整理する。	予測結果を踏まえ、環境配慮が必要な対象への重大な影響が実行可能な範囲で回避又は低減されているか整理する。
生態系	道路の存在		生態系に係る環境影響を受けるおそれのある生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境 ・国定公園、自然公園 ・鳥獣保護区 ・保安林 ・水辺、湿地等	既存資料により生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境と対象事業実施想定区域の位置関係を把握する。	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境と対象事業実施想定区域の位置関係を踏まえ、環境配慮が必要な対象への影響度を整理する。	予測結果を踏まえ、環境配慮が必要な対象への重大な影響が実行可能な範囲で回避又は低減されているか整理する。

表 4.3.1 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法 (2/2)

計画段階配慮事項		検討対象	手 法		
環境要素 の区分	影響要因 の区分		調査の手法	予測の手法	評価の手法
景観	道路の 存在	景観に係る環境 影響を受けるお それのある主要 な景観資源等 ・主要な眺望点と 眺望景観 ・主要な景観資源	既存資料により主 要な眺望点と眺望 景観、主要な景観資 源と対象事業実施 想定区域の位置関 係を把握する。	主要な眺望点と眺望景 観、主要な景観資源と 対象事業実施想定区域 の位置関係を踏まえ、 環境配慮が必要な対象 への影響度を整理す る。	予測結果を踏まえ、 環境配慮が必要な対 象への重大な影響が 実行可能な範囲で回 避又は低減されてい るか整理する。
人と自然 との触れ 合いの活 動の場	道路の 存在	人と自然との触 れ合いの活動の 場に係る環境影 響を受けるおそ れのある主要な 野外レクリエー ション地等 ・主要な野外レク リエーション 施設又は場	既存資料により主 要な野外レクリエ ーション地等と対 象事業実施想定区 域の位置関係を把 握する。	主要な野外レクリエー ション地等と対象事業 実施想定区域の位置関 係を踏まえ、環境配慮 が必要な対象への影響 度を整理する。	予測結果を踏まえ、 環境配慮が必要な対 象への重大な影響が 実行可能な範囲で回 避又は低減されてい るか整理する。
文化財	道路の 存在	文化財に係る環 境影響を受ける おそれのある主 要な埋蔵文化財 等 ・主要な遺物包含 地	既存資料により主 要な埋蔵文化財等 と対象事業実施想 定区域の位置関係 を把握する。	主要な埋蔵文化財等と 対象事業実施想定区域 の位置関係を踏まえ、 環境配慮が必要な対象 への影響度を整理す る。	予測結果を踏まえ、 環境配慮が必要な対 象への重大な影響が 実行可能な範囲で回 避又は低減されてい るか整理する。

4.4 計画段階配慮事項に係る予測・評価の概要

4.4.1 大気質

大気質に係る「環境配慮が必要な対象」の位置・分布及び本事業の実施による大気質への影響想定範囲、並びに予測地点の位置等を図 4.4.1 に示す。また、予測及び評価の結果、並びにその過程において検討した環境保全措置等を表 4.4.1 に示す。

表 4.4.1 計画段階配慮事項に係る予測・評価の結果（大気質）

環境要因

自動車
の走行

予測及び評価の結果

【評価結果】

(1) 二酸化窒素 (NO₂)

予測地点		予測値	評価値	基準 達成 状況
		年平均値 (ppm)	日平均値の年 間 98% 値 (ppm)	
引用事例		0.01262	0.027	達成
本 事 業	(1) 江南区茅野山	0.00671	0.017	達成
	(2) 秋葉区車場	0.00674	0.017	達成
	(3) 秋葉区北上	0.00681	0.017	達成
	(4) 秋葉区古田	0.00605	0.016	達成

注 1) NO₂ : 年平均値から年間 98% 値へ換算した値

注 2) 整合を図るべき基準 : 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。(二酸化窒素に係る環境基準について(昭和 53 年 7 月環告第 38 号))

(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

予測地点		予測値	評価値	基準 達成 状況
		年平均値 (ppm)	日平均値の年 間 2% 除外値 (mg/m ³)	
引用事例		0.02630	0.064	達成
本 事 業	(1) 江南区茅野山	0.01029	0.028	達成
	(2) 秋葉区車場	0.01029	0.028	達成
	(3) 秋葉区北上	0.01030	0.028	達成
	(4) 秋葉区古田	0.01018	0.028	達成

注 1) SPM : 年平均値から年間 2% 除外値へ換算した値

注 2) 整合を図るべき基準 : 1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下 (長期的評価) ((大気の汚染に係る環境基準について(昭和 48 年 5 月環告第 25 号))

引用事例並びに推計した本事業の予測地点における予測値は、いずれの項目も基準値を満足しており、基準との整合が図られていると評価される。

環境保全措置及びその他の事項

路肩帯を十分にとること、可能な地点は盛土構造とすることにより、沿線への大気質の影響を低減するよう配慮する。また、事業の実施段階における更なる詳細な計画の検討では、将来の技術開発等を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内のできるかぎり環境影響が回避されるよう環境保全措置の採用に努める。以上のことから、事業者の実行可能な範囲で影響は回避、低減されているものと評価される。

以上の事例の引用による大気質の予測及び評価の結果から、重大な環境影響の回避又は低減が図られると評価する。

なお、引用事例による予測には、道路構造や交通量条件、大気質のバックグラウンド濃度について不確実性があり、方法書以降の手続きにおいて、本事業計画の進捗と現況調査結果を踏まえた予測及び評価を行うものとする。

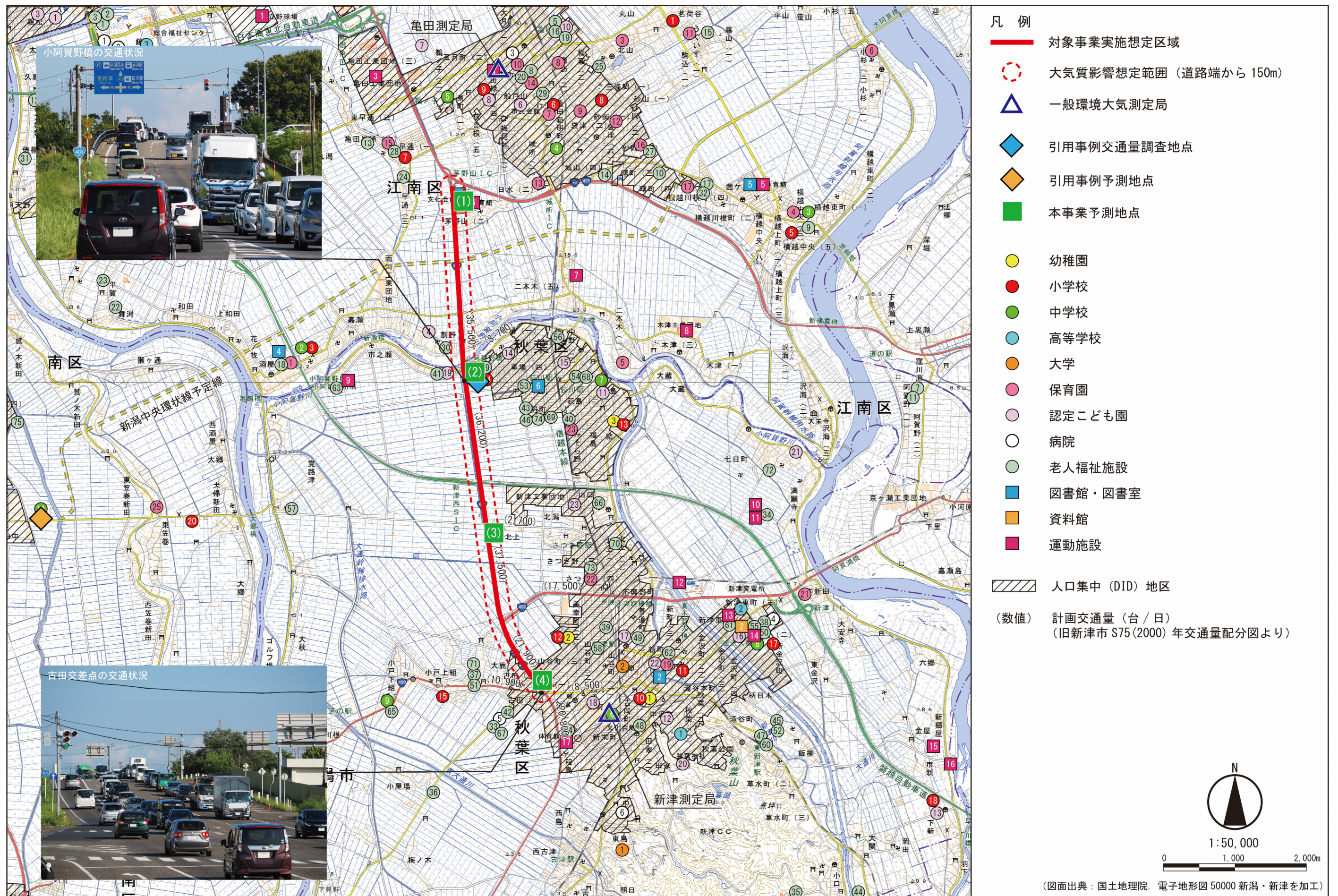


図 4.4.1 大気質に係る環境配慮が必要な対象の位置・分布と環境影響想定範囲並びに予測地点の位置等

4.4.2 騒音

騒音に係る「環境配慮が必要な対象」の位置・分布及び本事業の実施による騒音への影響想定範囲、並びに予測地点の位置等を図 4.4.2 に示す。また、予測及び評価の結果、並びにその過程において検討した環境保全措置等を表 4.4.2 に示す。

表 4.4.2 計画段階配慮事項に係る予測・評価の結果（騒音）

環境 要因	予測及び評価の結果					環境保全措置及びその他の事項	
自動車 の走行	【評価結果】					路肩帯を十分にとることにより、沿線への騒音の影響を低減するように配慮する。また、事業の実施段階における更なる詳細な計画の検討では、将来の技術開発等を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内でできるかぎり環境影響が回避されるよう環境保全措置の採用に努める。以上のことから、事業者の実行可能な範囲で影響は回避、低減されているものと評価される。 以上の事例の引用による騒音の予測及び評価の結果から、重大な環境影響の回避又は低減が図られると評価する。 なお、引用事例による予測には、道路構造や交通量条件、バックグラウンドの騒音レベルについて不確実性があり、方法書以降の手続きにおいて、本事業計画の進捗と現況調査結果を踏まえた予測及び評価を行うものとする。	
	予測地点	等価騒音レベル（dB）		根拠	基準 達成 状況		
		予測 結果	整合を図るべき 基準				
	(1) 江南区 茅野山	昼間:62 夜間:57	近接 空間	昼間:70 夜間:65	注 1)		達成
	(2) 秋葉区 車場	昼間:62 夜間:57	近接 空間	昼間:70 夜間:65	注 1)		達成
	(3) 秋葉区 北上	昼間:63 夜間:58	C 地域	昼間:65 夜間:60	注 2)		達成
	(4) 秋葉区 古田	昼間:60 夜間:55	B 地域	昼間:65 夜間:60	注 2)		達成
			A 地域	昼間:60 夜間:55	注 3)		達成
	注 1) 騒音に係る環境基準(平成 10 年環告第 64 号)の幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値						
	注 2) 騒音に係る環境基準(平成 10 年環告第 64 号)の道路に面する地域(B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域)の基準値						
注 3) 騒音に係る環境基準(平成 10 年環告第 64 号)の道路に面する地域(A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域)の基準値							
引用事例並びに推計した本事業の予測地点における予測値は、いずれの項目も基準値を満足しており、基準との整合が図られていると評価される。							

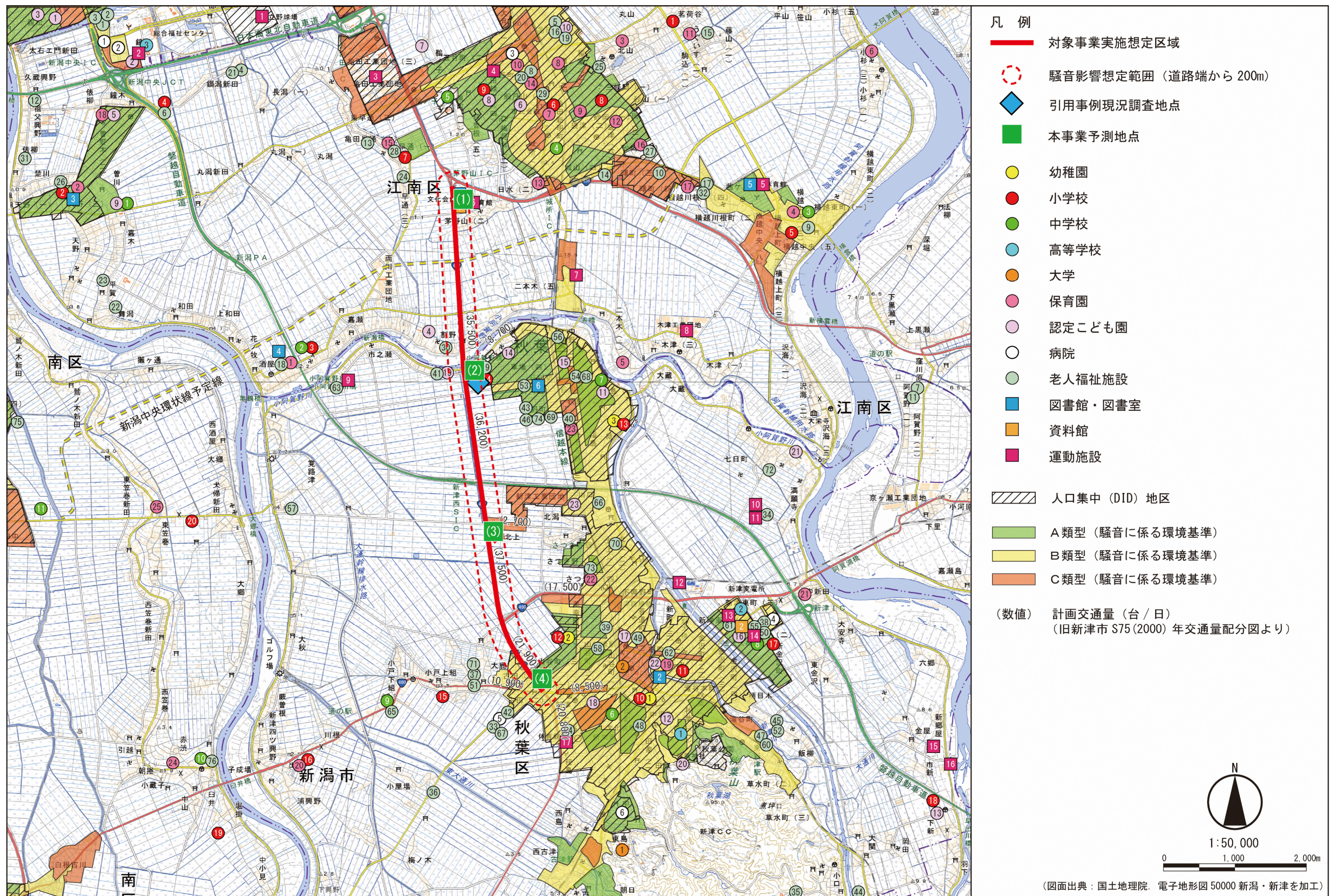


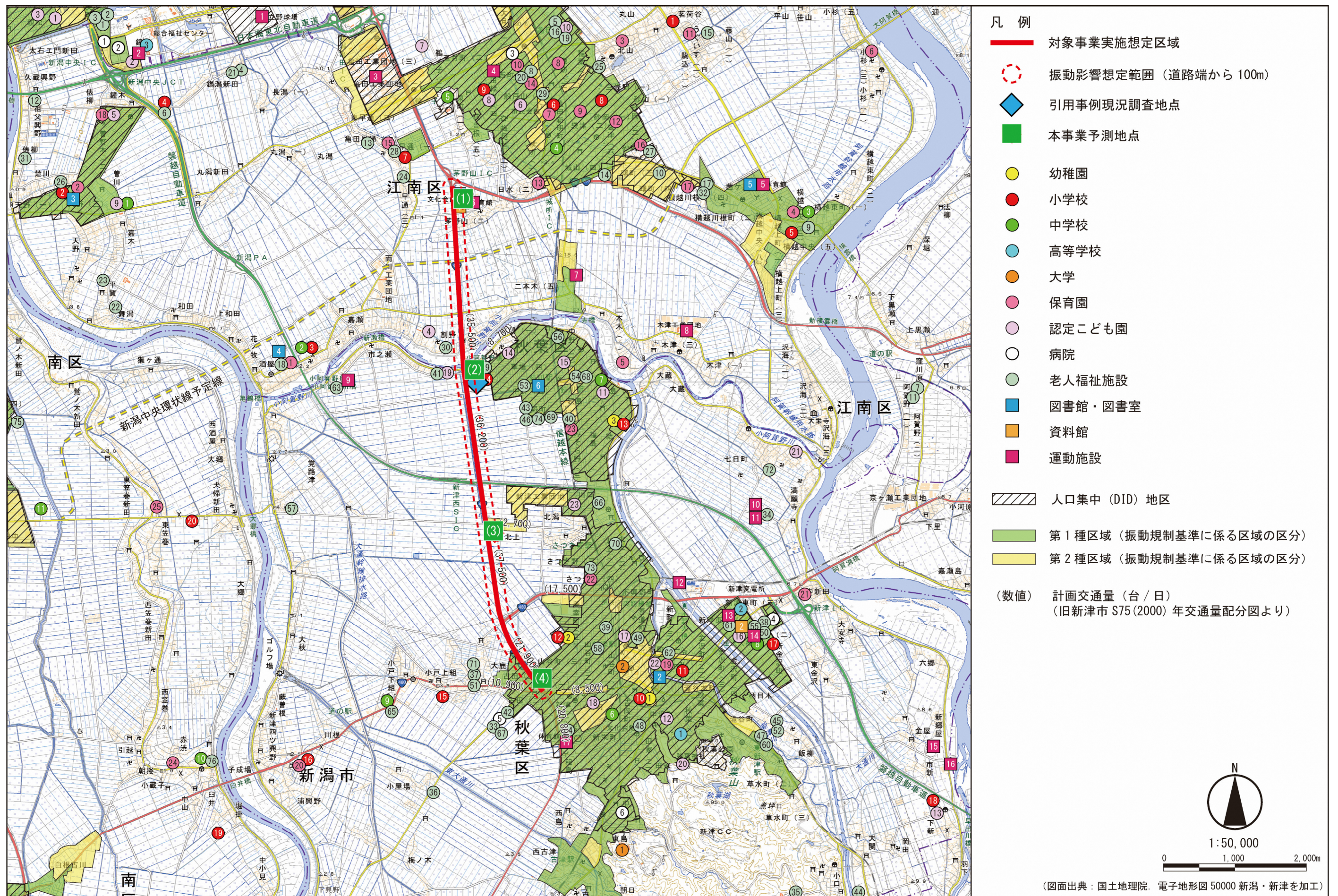
図 4.4.2 騒音に係る環境配慮が必要な対象の位置・分布と環境影響想定範囲並びに予測地点の位置等

4.4.3 振動

振動に係る「環境配慮が必要な対象」の位置・分布及び本事業の実施による振動への影響想定範囲、並びに予測地点の位置等を図 4.4.3 に示す。また、予測及び評価の結果、並びにその過程において検討した環境保全措置等を表 4.4.3 に示す。

表 4.4.3 計画段階配慮事項に係る予測・評価の結果（振動）

環境 要因	予測及び評価の結果				環境保全措置及びその他の事項	
自 動 車 の 走 行	【評価結果】					
	予測地点	振動レベル（dB）		根拠	基準 達成 状況	
		予測 結果	整合を図るべき 基準			
	(1) 江南区 茅野山	昼間:44 夜間:42	第2種※	昼間:70 夜間:65	注1)	達成
	(2) 秋葉区 車場	昼間:44 夜間:42	第2種※	昼間:70 夜間:65	注1)	達成
	(3) 秋葉区 北上	昼間:44 夜間:42	第2種	昼間:70 夜間:65	注1)	達成
	(4) 秋葉区 古田	昼間:42 夜間:40	第1種	昼間:65 夜間:60	注2)	達成
注 1)振動規制法施行規則(昭和 51 年総理府令第 58 号)の道路交通振 動の要請限度の第 2 種区域の基準値 注 2)振動規制法施行規則(昭和 51 年総理府令第 58 号)の道路交通振 動の要請限度の第 1 種区域の基準値 ※規制区域に該当しないが、安全側の考慮のもと、第 2 種区域の基 準値を適用する。						
引用事例から推計した本事業の予測地点における予測値 は、いずれの地点も基準値を満足しており、基準との整合が 図られていると評価される。						
路肩帯を十分にとることにより、沿線への振動の影響を低減するよう配慮する。また、事業の実施段階における更なる詳細な計画の検討では、将来の技術開発等を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内でできるかぎり環境影響が回避されるよう環境保全措置の採用に努める。以上のことから、事業者の実行可能な範囲で影響は回避、低減されているものと評価される。						
以上の事例の引用による振動の予測及び評価の結果から、重大な環境影響の回避又は低減が図られると評価する。						
なお、引用事例による予測には、道路構造や交通量条件、バックグラウンドの振動レベル、地盤卓越振動数について不確実性があり、方法書以降の手続きにおいて、本事業計画の進捗と現況調査結果を踏まえた予測及び評価を行うものとする。						



4.4.4 動物・植物・生態系

動物・植物・生態系に係る「環境配慮が必要な対象」の位置・分布、並びに本事業の実施によるそれらの環境要素への影響想定範囲を図 4.4.4 に示す。また、予測及び評価の結果を表 4.4.4 に示す。

表 4.4.4 計画段階配慮事項に係る予測・評価の結果（動物・植物・生態系）

環境要素	環境要因	予測及び評価の結果・環境保全措置及びその他の事項
動物	道路の存在	対象事業実施想定区域及びその周辺の地域における影響想定範囲には、鳥獣保護区が存在し、重要な動物の生息域・行動圏に該当する。このため、道路の存在により動物に影響を与える可能性があるとして予測する。 ただし、本事業は、暫定 2 車線若しくは 3 車線道路で既に供用されている道路に沿った改築を計画するものであり、既存の道路用地を活用しながら土地の改変範囲をできる限り小さくするとともに、環境配慮が必要な対象への影響が小さい構造を採用し、道路横断箇所の水系の保全や重要な生物の生息地の分断回避など、自然環境に配慮することにより、周辺の重要な動物等の生息地への影響を低減できると考えられる。 これらのことから、重大な環境影響の回避又は低減が図られると評価する。
植物	道路の存在	対象事業実施想定区域及びその周辺の地域における影響想定範囲には、特定植物群落や法に基づく保全地域等は存在しないため、重大な環境影響は回避又は低減されているとして予測する。一方、対象事業実施想定区域内には、重要な植物の生息域となり得る環境が存在している。このため、道路の存在により植物に影響を与える可能性があるとして予測する。 ただし、本事業は、暫定 2 車線若しくは 3 車線道路で既に供用されている道路に沿った改築を計画するものであり、既存の道路用地を活用しながら土地の改変範囲をできる限り小さくするとともに、環境配慮が必要な対象への影響が小さい構造を採用するなど、自然環境に配慮することにより、周辺の重要な植物等の生育地への影響を低減できると考えられる。 これらのことから、重大な環境影響の回避又は低減が図られると評価する。
生態系	道路の存在	対象事業実施想定区域及びその周辺の地域における影響想定範囲には、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境としての河川環境や鳥獣保護区が分布する。このため、道路の存在により生態系に影響を与える可能性があるとして予測する。 ただし、本事業は、暫定 2 車線若しくは 3 車線道路で既に供用されている道路に沿った改築を計画するものであり、既存の道路用地を活用しながら土地の改変範囲をできる限り小さくするとともに、環境配慮が必要な対象への影響が小さい構造を採用し、道路横断箇所の水系の保全や重要な生物の生息地の分断回避など、自然環境に配慮することにより、周辺の生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境への影響を低減できると考えられる。 これらのことから、重大な環境影響の回避又は低減が図られると評価する。

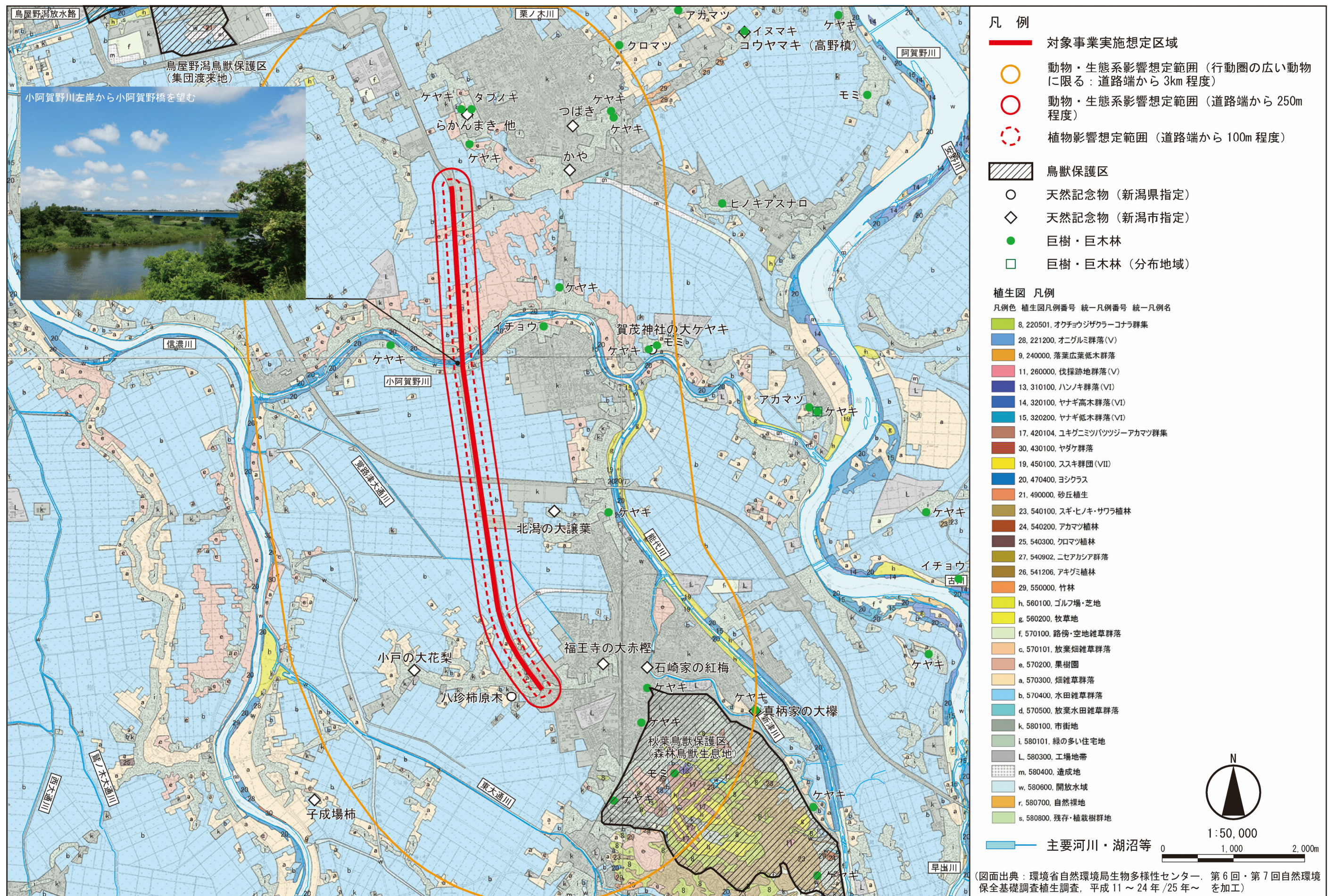


図 4.4.4 動物・植物・生態系に係る環境配慮が必要な対象の位置・分布と環境影響想定範囲並びに予測地点の位置等

4.4.5 景観・人と自然との触れ合いの活動の場・文化財

景観・人と自然との触れ合いの活動の場・文化財に係る「環境配慮が必要な対象」の位置・分布、並びに本事業の実施によるそれらの環境要素への影響想定範囲を図 4.4.5 に示す。また、予測及び評価の結果を表 4.4.5 に示す。

表 4.4.5 計画段階配慮事項に係る予測・評価の結果

(景観・人と自然との触れ合いの活動の場・文化財)

環境要素	環境要因	予測及び評価の結果・環境保全措置及びその他の事項
景観	道路の存在	対象事業実施想定区域及びその周辺の地域における影響想定範囲には、主要な眺望点等となる公園や神社等が多数存在する。このため、道路の存在により景観に影響を与える可能性があると予測する。 ただし、本事業は、暫定 2 車線若しくは 3 車線道路で既に供用されている道路に沿った改築を計画するものであり、既存の道路用地を活用するため、国道 403 号フラワーロードを除く主要な景観資源の直接改変は想定されない。また、環境影響が小さい構造や緑化、植栽を採用するなど、できる限り自然環境に配慮することにより、周辺の景観への影響を低減できると考えられる。 なお、国道 403 号フラワーロードは、取得済み用地の維持管理及び道路景観の向上を図る目的で管理団体により植栽・管理され、景観資源として親しまれているが、4 車線化に際しては本来の目的である道路として供用される土地であり、代替措置等については別途検討を行うものとする。 これらのことから、重大な環境影響の回避又は低減が図られると評価する。
人と自然との触れ合いの活動の場	道路の存在	対象事業実施想定区域及びその周辺の地域における影響想定範囲には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場となる公園やスポーツ施設、神社等が存在する。このため、道路の存在によりこれらの対象へ影響を与える可能性があると予測する。 ただし、本事業は、暫定 2 車線若しくは 3 車線道路で既に供用されている道路に沿った改築を計画するものであり、既存の道路用地を活用するため、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の直接改変やアクセス環境の変化は想定されない。また、環境影響が小さい構造や緑化、植栽を採用するなど、できる限り自然環境に配慮することにより、周辺への影響を低減できると考えられる。 これらのことから、重大な環境影響の回避又は低減が図られると評価する。
文化財	道路の存在	対象事業実施想定区域及びその周辺の地域には、埋蔵文化財包蔵地が多数分布する。このため、道路の存在によりこれらの対象へ影響を与える可能性があると予測する。 そこで、対象事業実施想定区域のうち、試掘調査未実施の区間については、拡幅部の試掘調査を行い、その結果埋蔵文化財の存在が示唆されたときは、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に則り記録保存を目的とした本発掘調査を行い、保全を図ることにより埋蔵文化財への影響を低減できると考えられる。 これらのことから、重大な環境影響の回避又は低減が図られると評価する。

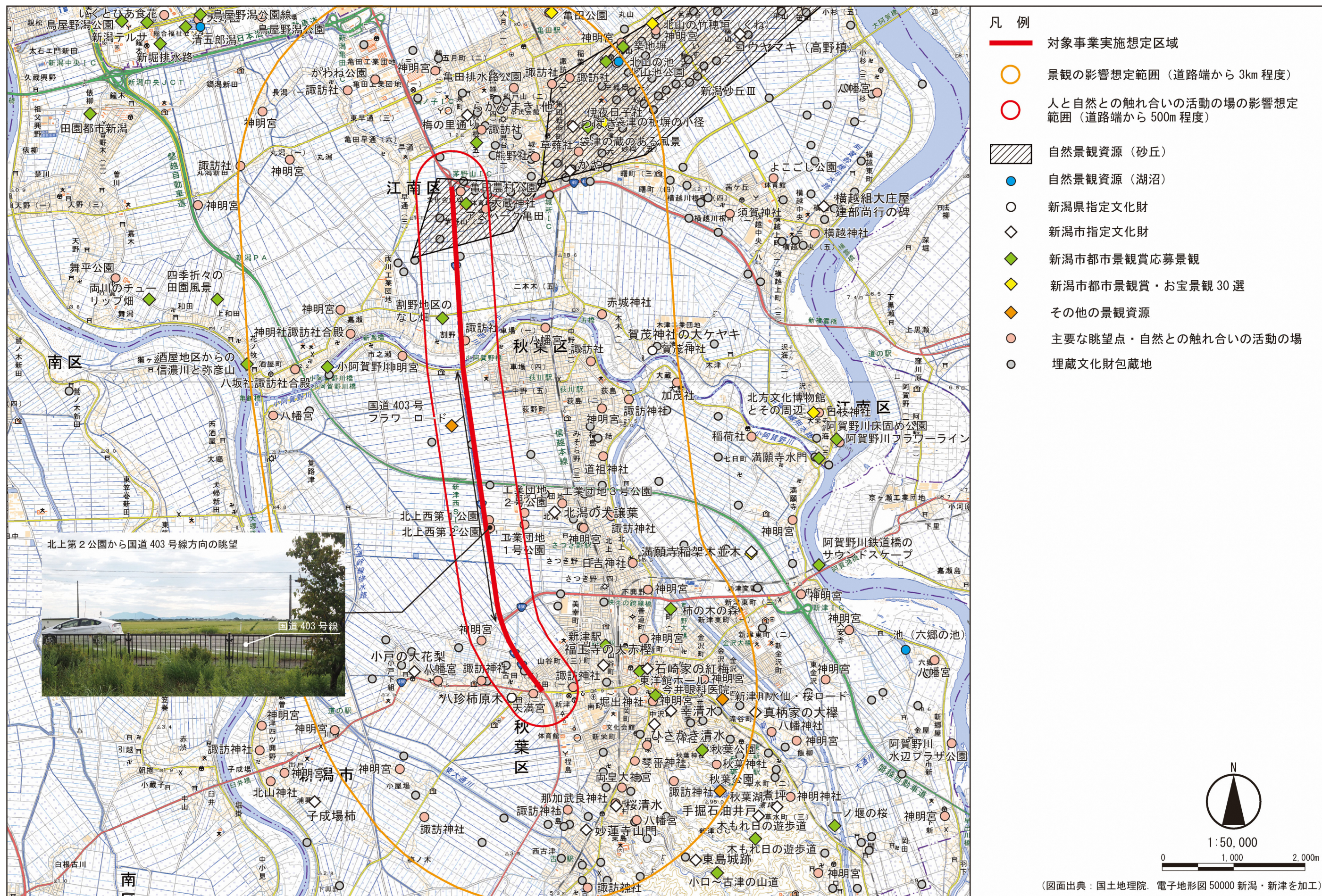


図 4.4.5 景観・人と自然との触れ合いの活動の場・文化財に係る環境配慮が必要な対象の位置・分布と環境影響想定範囲並びに予測地点の位置等

4.5 計画段階配慮事項の検討に係る総合評価

計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果、並びにその過程において検討した環境保全措置を実施することにより、対象事業による計画段階配慮事項への影響は事業者により実行可能な範囲内でできるかぎり回避・低減・最小化が図られていると評価する。

なお、予測条件等に不確実性のある環境要素については、方法書以降の手続きにおいて不確実性を生じさせる要因に適切に対処し、予測の精度向上を図るものとする。

第5章 計画段階環境配慮計画書に対する意見及び意見に対する事業者の見解

5.1 環境の保全の見地からの意見と事業者の見解

「新潟市環境影響評価条例」（平成 21 年 3 月 24 日、新潟市条例第 5 号）に基づき、配慮書の公告・縦覧を実施し、環境の保全の見地からの意見を求めた。公告及び縦覧の概要を表 5.1.1 に示す。

公告・縦覧の結果、配慮書に対する環境の保全の見地からの意見書の提出はなかった。

表 5.1.1 公告及び縦覧の概要

項目	期間等
公告日	令和 6 年 11 月 1 日
縦覧期間	令和 6 年 11 月 1 日～令和 6 年 11 月 30 日
縦覧場所	環境対策課 江南区役所（建設課） 秋葉区役所（建設課） 中央図書館（ほんぽーと） 市ホームページ
意見書の提出期間	令和 6 年 11 月 1 日～令和 6 年 12 月 16 日

5.2 新潟市長の意見及び意見に対する事業者の見解

「新潟市環境影響評価条例」（平成 21 年 3 月 24 日、新潟市条例第 5 号）に基づく配慮書についての環境の保全の見地からの新潟市長意見と、それに対する事業者の見解を表 5.2.1～表 5.2.3 に示す。

表 5.2.1 新潟市長からの意見と事業者の見解（総括的事項）

新潟市長意見	事業者の見解
道路事業における環境影響評価において、交通量の把握は予測の基礎となる重要な要素である。現況の交通量及び将来の計画交通量を適切に把握し、これを反映させた環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）とすること。	現況の交通量においては最新の詳細な情報を、将来の計画交通量についても適切に把握し、方法書に反映いたしました。
当該事業は一般国道 403 号道路の拡幅事業であり、一部に橋梁工事が含まれる。橋梁工事については複数の施工方法が想定されることから、これら複数の案について方法書に示し、環境影響を受けるおそれのある範囲及び環境影響評価項目を適切に選定すること。	橋梁工事における環境影響を受けるおそれのある最大範囲を示し、適切な環境影響評価項目を選定しました。

表 5.2.2 新潟市長からの意見と事業者の見解（個別事項）

項目	新潟市長意見	事業者の見解
ゼロ・オプションの検討について	計画段階環境配慮計画書（以下「配慮書」という。）において、ゼロ・オプションの検討は行われているが、方法書においては、経済面や社会状況の変化も考慮したゼロ・オプションの検討として、交通量の変化を具体的に示すなど、客観的な根拠を持ってより分かりやすく示すこと。	方法書におけるゼロ・オプションの検討にあたっては、交通量の整理や費用便益分析により事業実施の必要性を整理し、第2章2.7に示しました。
大気質及び騒音・振動について	事業実施想定区域には住居や学校等が近接している区間が存在することから、方法書においては、工事の実施や自動車の走行による大気質及び騒音・振動について、適切な調査、予測及び評価の手法を選定すること。	方法書において、工事の実施や自動車の走行による大気質及び騒音・振動を本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として選定しました。今後の環境影響評価の手続きにおいて、調査、予測及び評価を行い、環境への影響を回避又は低減するよう努めます。
生態系について	事業実施想定区域の沿線には田園が広がっており、また、橋梁工事が予定されている小阿賀野川には豊かな自然が残っている。この地域を特徴づける生態系が存在する可能性があることから、生態系に関する調査を十分に行い、生物多様性に配慮した環境保全措置を検討すること。	今後の詳細な構造等の計画にあたっては、十分に調査を行い、重要な生態系への影響に配慮します。
景観について	「国道403号フラワーロード」は、地域住民に親しまれた景観資源であることから、今後の在り方については、地域住民及び関係機関と十分な協議を行い、適切な環境保全措置を検討すること。	国道403号フラワーロードの今後の在り方については、地域住民及び関係機関との協議、検討を行うための体制づくりを進めます。
温室効果ガスについて	配慮書において、環境要素として温室効果ガスが選定されていないことから、方法書においては、本事業における交通量の変化を十分に考慮し、事業実施における温室効果ガスの排出量について、適切な調査、予測及び評価の手法を選定すること。	方法書において、工事の実施や自動車の走行による温室効果ガスを本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として選定しました。今後の環境影響評価の手続きにおいて、調査、予測及び評価を行い、環境への影響を回避又は低減するよう努めます。
文化財について	事業実施区域周辺には多くの埋蔵文化財包蔵地があり、事業実施区域にも埋蔵文化財が存在する可能性があることから、関係機関と十分な協議を行い、適切な措置を講じること。	方法書において、工事の実施や道路の存在を本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として選定しました。今後の環境影響評価の手続き並びに事業実施段階において、調査、予測及び評価を行い、埋蔵文化財への影響を回避又は低減するよう努めます。

表 5.2.3 新潟市長からの意見と事業者の見解（その他）

新潟市長意見	事業者の見解
方法書の作成にあたっては、文章や図の作成において工夫し、分かりやすい図書となるよう留意すること。	方法書の作成にあたっては、図表等を有効に活用し、分かりやすい図書となるよう努めました。

第6章 環境影響評価項目の選定

6.1 環境影響評価項目の選定結果

環境影響評価項目の選定結果を表 6.1.1 に示す。

選定にあたり、本事業の特性及び地域の特性を踏まえ、事業により環境に影響を与えるおそれがある要因（以下、「影響要因」という。）が、環境の構成要素（以下、「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について検討した。

なお、検討に際し「新潟市環境影響評価技術指針」（令和 3 年 3 月、新潟市告示第 205 号）、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）及び「道路環境影響評価の技術手法 4. 騒音 4.1 自動車の走行に係る騒音（令和 7 年度版）」（令和 7 年 6 月、国土技術政策総合研究所）の考え方を参考とした。

表 6.1.1 環境影響評価項目の選定結果

影響要因の区分 環境要素の区分				工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用				
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存工作物の撤去等	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	道路（地表式又は掘割式）の存在	道路（高上式）の存在	消雪パイプの稼働	自動車の走行	休憩所の存在及び供用
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物 (NO _x)									●	
			浮遊粒子状物質 (SPM)									●	
			粉じん等	●	●								
		騒音	騒音	●	●							●	
		振動	振動	●	●							●	
	水環境	水質	水の汚れ										×
			水の濁り			●	●	●					×
			水の溶存酸素量			■	■	■					
	地質環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				×	×	×	×			
		地盤	地盤沈下							×	×		
	その他の環境	その他	日照阻害							×			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地	●	●	●	●	●	●	×			
	植物		重要な植物種・群落及びその生育地			●	●	●	●	×			
	生態系		地域を特徴づける生態系			●	●	●	●	×			
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						●	×			×
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場						●	×			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物			●							
	温室効果ガス等		二酸化炭素等	●	●							●	×
文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	文化財		文化財			●	●	●	●	×			
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量		空間線量率及び放射能濃度	×	×	×	×	×					

●：新潟市環境影響評価技術指針で示された参考項目であり、今回選定した項目。

×

■：新潟市環境影響評価技術指針で示された参考項目以外の項目で、今回選定した項目。

6.2 選定した項目及びその理由

環境影響評価項目として選定した項目とその理由を表 6.2.1 に示す。

表 6.2.1 環境影響評価項目として選定した項目とその理由 (1/3)

環境要素			影響要因		選定理由	
			区分	要因		
大気環境	大気質	窒素酸化物 (NO _x)	土地又は工作物の存在及び供用	自動車の走行	市街地・集落等が分布しており、供用後の自動車の走行に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質の影響が想定されるため、選定する。	
		浮遊粒子状物質 (SPM)				
		粉じん等	工事の実施	建設機械の稼働	市街地・集落等が分布しており、工事の実施による建設機械の稼働に伴う粉じん等の影響が想定されるため、選定する。	
				資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	市街地・集落等が分布しており、工事の実施による資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う粉じん等の影響が想定されるため、選定する。	
		騒音	騒音	工事の実施	建設機械の稼働	市街地・集落等が分布しており、工事の実施による建設機械の稼働に伴う騒音の影響が想定されるため、選定する。
					資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	市街地・集落等が分布しており、工事の実施による資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う騒音の影響が想定されるため、選定する。
	土地又は工作物の存在及び供用			自動車の走行	市街地・集落等が分布しており、供用後の自動車の走行に伴う騒音の影響が想定されるため、選定する。	
	振動	振動	工事の実施	建設機械の稼働	市街地・集落等が分布しており、工事の実施による建設機械の稼働に伴う振動の影響が想定されるため、選定する。	
				資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	市街地・集落等が分布しており、工事の実施による資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う振動の影響が想定されるため、選定する。	
			土地又は工作物の存在及び供用	自動車の走行	市街地・集落等が分布しており、供用後の自動車の走行に伴う振動の影響が想定されるため、選定する。	
	水環境	水質	水の濁り	工事の実施	切土工等又は既存工作物の撤去等	河川等の公共用水域が存在し、工事の実施により裸地が出現した場合、降雨時に発生した濁水の河川等への影響が想定される。また、地下水位が高い箇所での切土や工作物の撤去時に湧出水による濁水が発生するおそれや、酸素濃度が低い地下水の流入のおそれがあるため、選定する。
					工事施工ヤードの設置	
水の溶存酸素量			工事用道路等の設置			

表 6.2.1 環境影響評価項目として選定した項目とその理由 (2/3)

環境要素		影響要因		選定理由
		区分	要因	
動物	重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地	工事の実施	建設機械の稼働	鳥獣保護区が存在し、重要な動物の生息域に該当することから、工事の実施に伴う建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、切土工等又は既存工作物の撤去等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置による動物の生息環境への影響が想定されるため、選定する。
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	
			切土工等又は既存工作物の撤去等	
			工事施工ヤードの設置	
			工事用道路等の設置	
		土地又は工作物の存在及び供用	道路(地表式)の存在	鳥獣保護区が存在し、重要な動物の生息域に該当することから、供用後の道路の存在による動物の生息環境への影響が想定されるため、選定する。
植物	重要な植物種・群落及びその生育地	工事の実施	切土工等又は既存工作物の撤去等	重要な植物の生育域となり得る環境が存在し、また、天然記念物や巨樹・巨木林が分布していることから、工事の実施に伴う切土工等又は既存工作物の撤去等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置による植物の生育環境への影響が想定されるため、選定する。
			工事施工ヤードの設置	
			工事用道路等の設置	
		土地又は工作物の存在及び供用	道路(地表式)の存在	重要な植物の生育域となり得る環境が存在し、また、天然記念物や巨樹・巨木林が分布していることから、供用後の道路の存在による植物の生育環境への影響が想定されるため、選定する。
生態系	地域を特徴づける生態系	工事の実施	切土工等又は既存工作物の撤去等	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境としての河川環境や鳥獣保護区が分布することから、工事の実施に伴う切土工等又は既存工作物の撤去等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置による生態系への影響が想定されるため、選定する。
			工事施工ヤードの設置	
			工事用道路等の設置	
		土地又は工作物の存在及び供用	道路(地表式)の存在	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境としての河川環境や鳥獣保護区が分布することから、供用後の道路の存在による生態系への影響が想定されるため、選定する。

表 6.2.1 環境影響評価項目として選定した項目とその理由 (3/3)

環境要素		影響要因		選定理由
		区分	要因	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	土地又は工作物の存在及び供用	道路(地表式)の存在	主要な眺望点と眺望景観、並びに景観資源が存在しており、供用後の道路の存在により景観への影響が想定されるため、選定する。
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	土地又は工作物の存在及び供用	道路(地表式)の存在	人と自然との触れ合いの活動の場となる公園、スポーツ施設等が存在しており、供用後の道路の存在によりこれらへの影響が想定されるため、選定する。
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	工事の実施	切土工等又は既存工作物の撤去等	切土工等又は既存工作物の撤去等に伴う建設副産物の発生が想定されるため、選定する。
温室効果ガス等	二酸化炭素等	工事の実施	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行により温室効果ガスの発生が想定されるため、選定する。
		土地又は工作物の存在及び供用	自動車の走行	供用後の自動車の走行により温室効果ガスの発生が想定されるため、選定する。
文化財	文化財	工事の実施	切土工等又は既存工作物の撤去等	多くの遺物包含地が分布しており、工事の実施による切土工等又は既存工作物の撤去等、工事施工ヤードの設置、工事用道路の設置に伴うこれら埋蔵文化財への影響が想定されるため、選定する。
			工事施工ヤードの設置	
			工事用道路等の設置	
		土地又は工作物の存在及び供用	道路(地表式)の存在	多くの遺物包含地が分布しており、供用後の道路の存在によりこれら埋蔵文化財への影響が想定されるため、選定する。

6.3 選定しなかった項目及びその理由

環境影響評価項目として選定しなかった項目及びその理由を表 6.3.1 に示す。

表 6.3.1 環境影響評価項目として選定しなかった項目とその理由 (1/2)

環境要素			影響要因		非選定理由
			区分	要因	
水環境	水質	水の汚れ	土地又は工作物の存在及び供用	休憩所の存在及び供用	本事業では、休憩所の設置は計画されていないため、選定しない。
		水の濁り			
地質環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	工事の実施	工事施工ヤードの設置	対象事業実施区域に重要な地形及び地質は存在しないため、選定しない。
				工事用道路等の設置	
			土地又は工作物の存在及び供用	道路(地表式又は掘割式)の存在	対象事業実施区域に重要な地形及び地質は存在しないため、選定しない。
				道路(嵩上式)の存在	
	地盤	地盤沈下	土地又は工作物の存在及び供用	道路(嵩上式)の存在	本事業では、嵩上式の道路は計画されていないため、選定しない。
				消雪パイプの稼働	本事業では、消雪パイプの設置は計画されていないため、選定しない。
その他の環境	その他	日照障害	土地又は工作物の存在及び供用	道路(嵩上式)の存在	本事業では、嵩上式の道路は計画されていないため、選定しない。
動物		重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地	土地又は工作物の存在及び供用	道路(嵩上式)の存在	本事業では、嵩上式の道路は計画されていないため、選定しない。
植物		重要な植物種・群落及びその生育地	土地又は工作物の存在及び供用	道路(嵩上式)の存在	本事業では、嵩上式の道路は計画されていないため、選定しない。
生態系		地域を特徴づける生態系	土地又は工作物の存在及び供用	道路(嵩上式)の存在	本事業では、嵩上式の道路は計画されていないため、選定しない。
景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	土地又は工作物の存在及び供用	道路(嵩上式)の存在	本事業では、嵩上式の道路は計画されていないため、選定しない。
				休憩所の存在及び供用	本事業では、休憩所の設置は計画されていないため、選定しない。
温室効果ガス等		二酸化炭素等	土地又は工作物の存在及び供用	休憩所の存在及び供用	本事業では、休憩所の設置は計画されていないため、選定しない。

表 6.3.1 環境影響評価項目として選定しなかった項目とその理由 (2/2)

環境要素		影響要因		非選定理由
		区分	要因	
文化財	文化財	土地又は工作物の存在及び供用	道路(嵩上式)の存在	本事業では、嵩上式の道路は計画されていないため、選定しない。
放射線の量	空間線量率及び放射能濃度	工事の実施	建設機械の稼働	本事業では、放射性物質が拡散するおそれのある工事は実施しないため、選定しない。
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	本事業では、放射性物質が拡散するおそれのある資材及び機械は使用しないため、選定しない。
			切土工等又は既存工作物の撤去等	対象事業実施区域における空間線量の測定結果は通常の測定範囲内に収まっており、当該区域において環境に影響を及ぼす量の放射性物質は存在しないと考えられる。したがって、工事による土地の改変等により放射性物質が拡散又は漏洩するおそれはないことから、選定しない。
			工事施工ヤードの設置	
			工事用道路等の設置	

第7章 調査、予測及び評価の手法

環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法は、選定項目ごとに選定項目の特性と事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性を検討し、選定した。

なお、選定に際し「新潟市環境影響評価技術指針」（令和3年3月、新潟市告示第205号）、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）及び「道路環境影響評価の技術手法 4. 騒音 4.1 自動車の走行に係る騒音（令和7年度版）」（令和7年6月、国土技術政策総合研究所）の考え方を参考とした。

7.1 大気質

大気質に係る環境影響評価の項目は、表 7.1.1 に示すとおりであり、各項目についての調査、予測及び評価の手法を示す。

表 7.1.1 大気質に係る環境影響評価の項目

環境影響評価の項目	影響要因の区分
・自動車の走行に係る窒素酸化物、浮遊粒子状物質の影響	土地及び工作物の存在及び供用
・建設機械の稼働に係る粉じん等の影響	工事の実施
・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等の影響	

7.1.1 土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）に係る窒素酸化物、浮遊粒子状物質の影響

自動車の走行に係る窒素酸化物、浮遊粒子状物質の影響について、選定した調査、予測及び評価の手法の総括表を表 7.1.2 に示し、調査地点を図 7.1.1 に示す。

表 7.1.2 調査、予測及び評価の手法

項目		調査、予測及び評価の手法
調査の手法	調査すべき情報	1) 二酸化窒素、窒素酸化物の濃度の状況 2) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 3) 気象（風向、風速）の状況 4) 交通量の状況（時間交通量、走行速度、道路構造）
	調査の基本的な手法	1) 二酸化窒素、窒素酸化物の濃度の状況 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に規定される測定方法。 窒素酸化物は二酸化窒素の測定方法に準じる。 2) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に規定される測定方法。 3) 気象（風向、風速）の状況 「地上気象観測指針」（2002 年、気象庁） 4) 交通量の状況 時間交通量は、調査員が目視しカウンターにより計測する。走行速度は、一定区間を通過する車両の通過時間をストップウォッチにより計測する。道路構造は、現地計測による。
	調査地域	影響範囲内において、住居等の保全対象が立地する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。
	調査地点	予測地点との対応を考慮し、濃度変化があると考えられる箇所（道路条件及び交通条件（交通量、走行速度等）が変化する断面）ごとに、また代表する気象状況が得られる箇所とする。
	調査期間	春夏秋冬ごとのそれぞれ 1 週間の連続測定を基本とする。
予測の手法	予測の基本的な手法	大気の拡散式（プルーム式及びパフ式）により、年平均値を予測する。
	予測地域	調査地域のうち、影響範囲内に住居等の保全対象が立地する地域及び立地することが予定される地域とする。
	予測地点	予測地域の中から交通条件等が変化する区間を分割し、その区間において地域を代表する地点、特に影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象等への影響を的確に把握できる地点の観点から設定するものとし、調査地点と同様とする。
	予測対象時期等	計画交通量の発生が見込まれる時期とする。
評価の手法	①回避又は低減に係る評価 自動車の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。 ②基準又は目標との整合性の検討 環境基準と予測結果との間に整合性が図られているかについて評価する。	

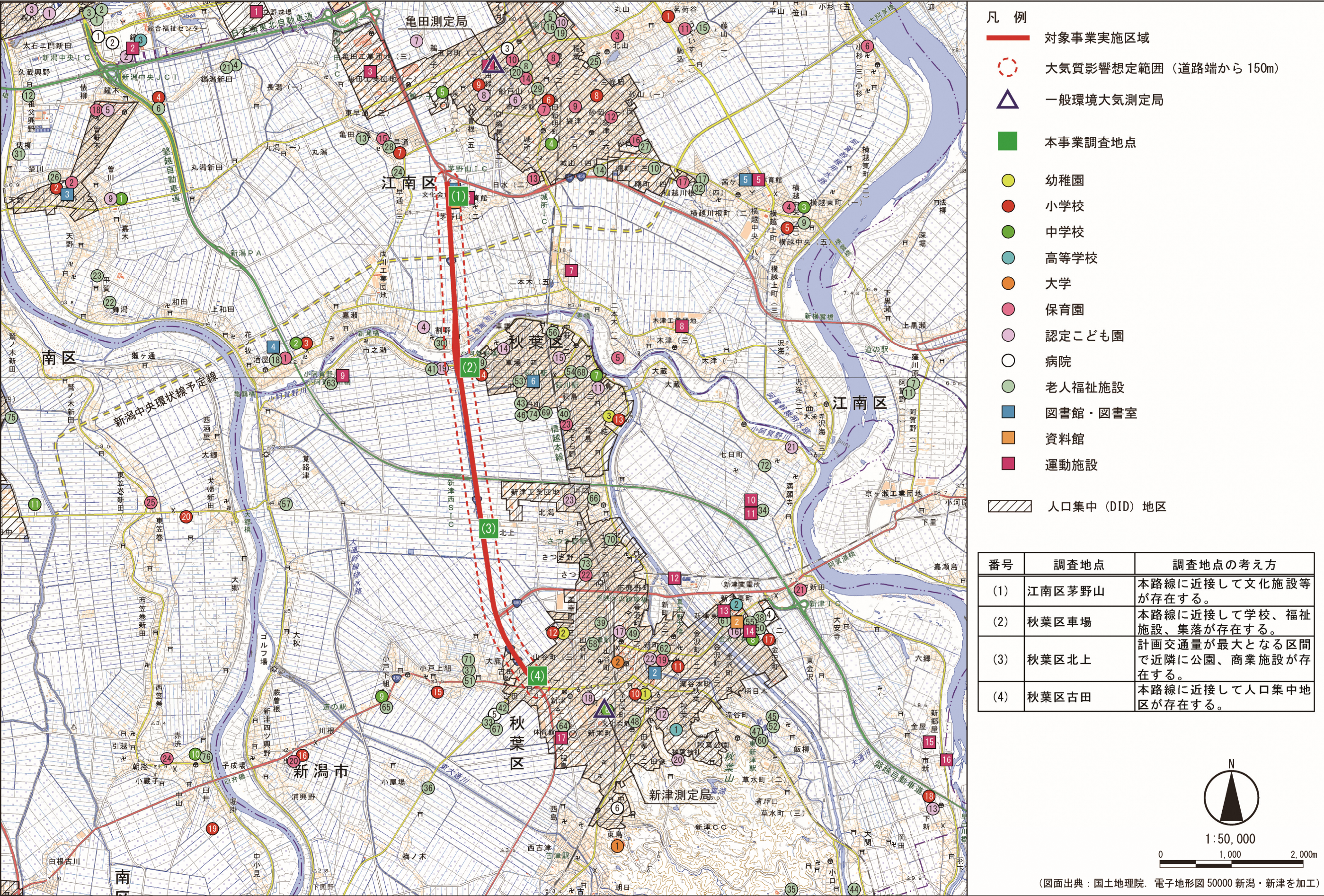


図 7.1.1 大気質に係る調査地点位置図

7.1.2 工事の実施（建設機械の稼働）に係る粉じん等の影響

建設機械の稼働に係る粉じん等の影響について、選定した調査、予測及び評価の手法の総括表を表 7.1.3 に示し、調査地点を前出図 7.1.1 に示す。

表 7.1.3 調査、予測及び評価の手法

項目		調査、予測及び評価の手法
調査の手法	調査すべき情報	1) 気象（風向、風速）の状況
	調査の基本的な手法	1) 気象（風向、風速）の状況 「地上気象観測指針」（2002 年、気象庁）
	調査地域	影響範囲内において、住居等の保全対象が立地する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。
	調査地点	予測地点との対応を考慮し、調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測及び評価する必要な情報を適切かつ効果的に把握できる箇所とし、また代表する気象状況が得られる箇所とする。
	調査期間	春夏秋冬ごとのそれぞれ 1 週間の連続測定を基本とし、建設機械の稼働による環境影響の予測に必要な時間帯とする。
予測の手法	予測の基本的な手法	事例の引用又は解析により得られた経験式を用い、季節別降下ばいじん量を予測する。
	予測地域	調査地域のうち、影響範囲内に住居等の保全対象が立地する地域及び立地することが予定される地域とする。
	予測地点	粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、調査地点と同様とする。また、原則として建設機械が稼働する区域の予測断面における工事施工ヤードの敷地の境界線の地上 1.5m とする。
	予測対象時期等	工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とする。
評価の手法	①回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働に係る粉じん等に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。 ②基準又は目標との整合性の検討 参考値と予測結果との間に整合性が図られているかについて評価する。	

7.1.3 工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に係る粉じん等の影響

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等の影響について、選定した調査、予測及び評価の手法の総括表を表 7.1.4 に示し、調査地点を前出図 7.1.1 に示す。

表 7.1.4 調査、予測及び評価の手法

項目		調査、予測及び評価の手法
調査の手法	調査すべき情報	1) 気象（風向、風速）の状況
	調査の基本的な手法	1) 気象（風向、風速）の状況 「地上気象観測指針」（2002 年、気象庁）
	調査地域	影響範囲内において、住居等の保全対象が立地する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。
	調査地点	予測地点との対応を考慮し、調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測及び評価する必要な情報を適切かつ効果的に把握できる箇所とし、また代表する気象状況が得られる箇所とする。
	調査期間	春夏秋冬ごとのそれぞれ 1 週間の連続測定を基本とし、工事用車両の運行による環境影響の予測に必要な時間帯とする。
予測の手法	予測の基本的な手法	事例の引用又は解析により得られた経験式を用い、季節別降下ばいじん量を予測する。
	予測地域	調査地域のうち、影響範囲内に住居等の保全対象が立地する地域及び立地することが予定される地域とする。
	予測地点	粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、調査地点と同様とする。また、原則として工事用道路の予測断面における敷地の境界線の地上 1.5m とする。
	予測対象時期等	工事用車両の平均日交通量が最大になると予想される時期とする。
評価の手法	①回避又は低減に係る評価 工事用車両の運行に係る粉じん等に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。 ②基準又は目標との整合性の検討 参考値と予測結果との間に整合性が図られているかについて評価する。	

7.2 騒音

騒音に係る環境影響評価の項目は、表 7.2.1 に示すとおりであり、各項目についての調査、予測及び評価の手法を示す。

表 7.2.1 騒音に係る環境影響評価の項目

環境影響評価の項目	影響要因の区分
・ 建設機械の稼働に係る騒音の影響	工事の実施
・ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音の影響	
・ 自動車の走行に係る騒音の影響	土地及び工作物の存在及び供用

7.2.1 工事の実施（建設機械の稼働）に係る騒音の影響

建設機械の稼働に係る騒音の影響について、選定した調査、予測及び評価の手法の総括表を表 7.2.2 に示し、調査地点を図 7.2.1 に示す。

表 7.2.2 調査、予測及び評価の手法

項目		調査、予測及び評価の手法
調査の手法	調査すべき情報	1) 騒音の状況（騒音レベルの 90%レンジの上端値） 2) 地表面の状況
	調査の基本的な手法	1) 騒音の状況 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 厚生省・建設省告示第 1 号）に規定される騒音の測定方法（JIS Z 8731 に定める測定方法）。 2) 地表面の状況 現地踏査による目視。
	調査地域	影響範囲内において、住居等の保全対象が立地する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。
	調査地点	予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する騒音の状況、地表面の状況が得られる箇所とする。
	調査期間	環境騒音が 1 年間を通じて平均的な状況を呈すると考えられる日の建設機械の稼働による環境影響の予測に必要な時間帯とする。
予測の手法	予測の基本的な手法	音の伝搬理論に基づく予測式（日本音響学会の ASJ CN-Model 2007）を用い、実効騒音レベルを予測し、実測値と合成し算出する手法とする。
	予測地域	調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれが認められる地域とする。
	予測地点	建設機械が稼働する区域の予測断面における特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準位置の敷地境界線とし、調査地点と同様とする。また、予測地点の高さは、原則として地上 1.2m とする。
	予測対象時期等	工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とする。
評価の手法	①回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。 ②基準又は目標との整合性の検討 規制基準と予測結果との間に整合性が図られているかについて評価する。	

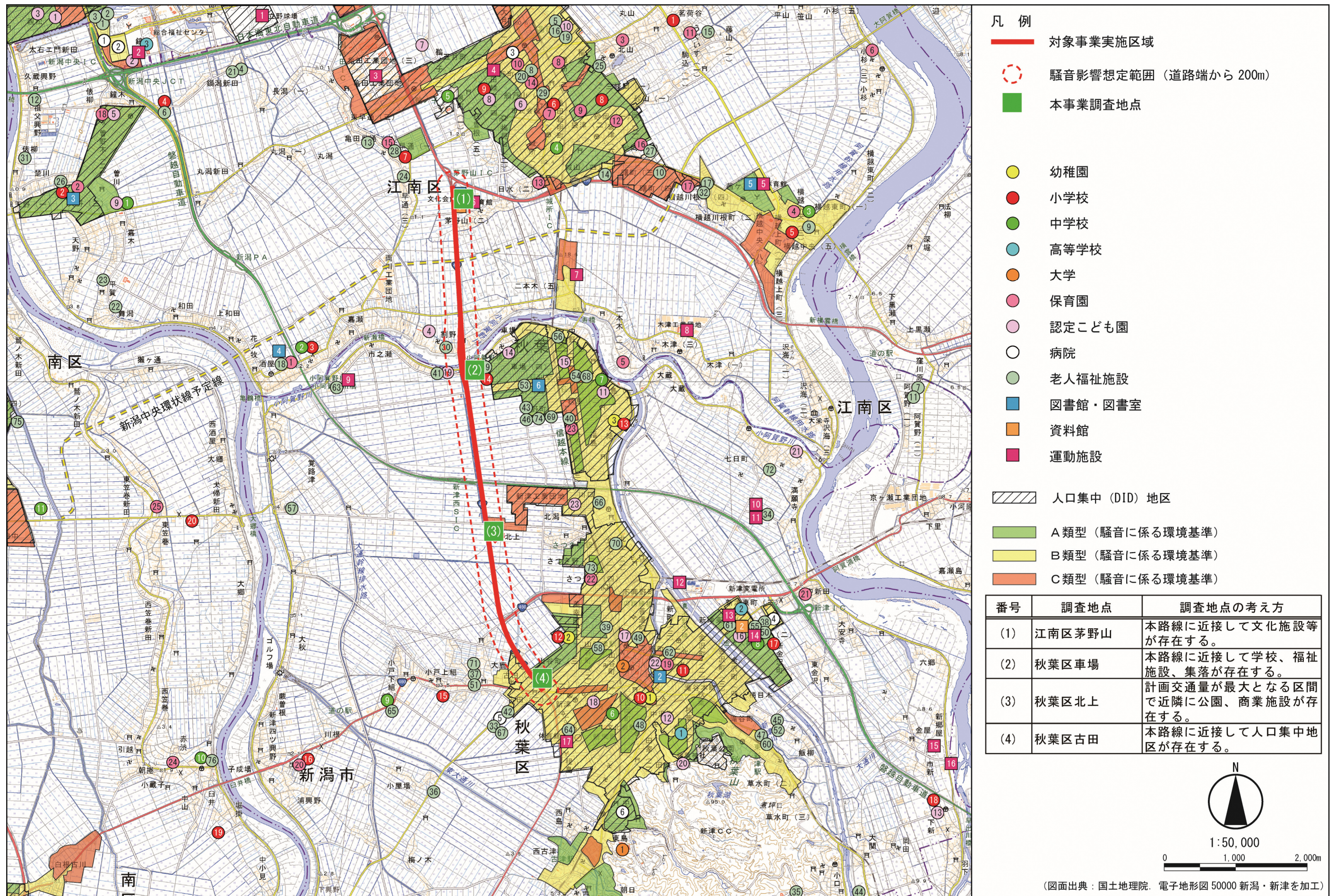


図 7.2.1 騒音に係る調査地点位置図

7.2.2 工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に係る騒音の影響

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音の影響について、選定した調査、予測及び評価の手法の総括表を表 7.2.3 に示し、調査地点を前出図 7.2.1 に示す。

表 7.2.3 調査、予測及び評価の手法

項目		調査、予測及び評価の手法
調査の手法	調査すべき情報	1) 騒音の状況（等価騒音レベル） 2) 沿道の状況（工事用車両の運行が予想される道路の状況、沿道の地表面の種類） 3) 交通量の状況（時間交通量、走行速度、道路構造）
	調査の基本的な手法	1) 騒音の状況 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 46 号）に規定される騒音の測定方法（JIS Z 8731 に定める測定方法）。 2) 地表面の状況 現地踏査による目視。 3) 交通量の状況 時間交通量は、調査員が目視しカウンターにより計測する。走行速度は、一定区間を通過する車両の通過時間をストップウォッチにより計測する。道路構造は、現地計測による。
	調査地域	影響範囲内において、住居等の保全対象が立地する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。
	調査地点	予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する騒音の状況、沿道の状況が得られる箇所とする。
	調査期間	環境騒音が 1 年間を通じて平均的な状況を呈すると考えられる日の工事用車両の運行による環境影響の予測に必要な時間帯とする。
予測の手法	予測の基本的な手法	道路交通騒音の予測モデル（日本音響学会の RTN-Model 2023）を用い、既存道路の現況の等価騒音レベルに、工事用車両の影響を加味して予測する。
	予測地域	調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれが認められる地域とする。
	予測地点	予測地点は、原則として工事用車両の接続が予想される既存道路など工事用車両が既存交通に合流する地点の近傍とし、調査地点と同様とする。また、当該既存道路の沿道の状況を勘案し、既存道路の代表的な断面における敷地境界線の地上 1.2m とする。
	予測対象時期等	工事用車両の台数が最大になると予想される時期とする。
評価の手法	①回避又は低減に係る評価 工事用車両の運行に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。 ②基準又は目標との整合性の検討 規制基準及び環境基準と予測結果との間に整合性が図られているかについて評価する。	

7.2.3 土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）に係る騒音の影響

自動車の走行に係る騒音の影響について、選定した調査、予測及び評価の手法の総括表を表 7.2.4 に示し、調査地点を前出図 7.2.1 に示す。

表 7.2.4 調査、予測及び評価の手法

項目		調査、予測及び評価の手法
調査の手法	調査すべき情報	1) 騒音の状況（等価騒音レベル） 2) 対象道路事業により供用される道路の沿道の状況 3) 交通量の状況（時間交通量、走行速度、道路構造）
	調査の基本的な手法	1) 騒音の状況 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 46 号）に規定される騒音の測定方法（JIS Z 8731 に定める測定方法）。 2) 地表面の状況 現地踏査による目視。 3) 交通量の状況 時間交通量は、調査員が目視しカウンターにより計測する。走行速度は、一定区間を通過する車両の通過時間をストップウォッチにより計測する。道路構造は、現地計測による。
	調査地域	影響範囲内において、住居等の保全対象が立地する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。
	調査地点	予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する騒音の状況、沿道の状況が得られる箇所とする。
	調査期間	環境が 1 年間を通じて平均的な状況を呈すると考えられる日の昼間及び夜間の基準時間帯とする。
予測の手法	予測の基本的な手法	道路交通騒音の予測モデル（日本音響学会の RTN-Model 2023）を用い、予測地点における昼間、夜間別の等価騒音レベルを算出することにより行う。
	予測地域	調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれが認められる地域とする。
	予測地点	予測地点は、原則として予測地域の代表断面において、騒音に係る環境基準に規定された幹線交通を担う道路に近接する空間とその背後地の各々に設定し、調査地点を同様とする。また、予測地点の高さは幹線道路近接空間及び背後地における住居等の平均的な高さとする。
	予測対象時期等	計画交通量の発生が見込まれる時期とする。
評価の手法	①回避又は低減に係る評価 自動車の走行に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。 ②基準又は目標との整合性の検討 規制基準及び環境基準と予測結果との間に整合性が図られているかについて評価する。	

7.3 振動

振動に係る環境影響評価の項目は、表 7.3.1 に示すとおりであり、各項目についての調査、予測及び評価の手法を示す。

表 7.3.1 振動に係る環境影響評価の項目

環境影響評価の項目	影響要因の区分
・ 建設機械の稼働に係る振動の影響	工事の実施
・ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動の影響	
・ 自動車の走行に係る振動の影響	土地及び工作物の存在及び供用

7.3.1 工事の実施（建設機械の稼働）に係る振動の影響

建設機械の稼働に係る振動の影響について、選定した調査、予測及び評価の手法の総括表を表 7.3.2 に示し、調査地点を図 7.3.1 に示す。

表 7.3.2 調査、予測及び評価の手法

項目		調査、予測及び評価の手法
調査の手法	調査すべき情報	1) 振動の状況（振動レベル） 2) 地盤の状況（地盤種別）
	調査の基本的な手法	1) 振動の状況 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）及び「振動レベル測定方法」（JIS Z 8735）に規定する方法。 2) 地盤の状況 表層地質及び周辺地形状況について現地踏査による目視で行う。
	調査地域	影響範囲内において、住居等の保全対象が立地する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。
	調査地点	予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する地盤の状況が得られる箇所とする。
	調査期間	地盤の状況を適切に把握できる時期を基本とする。
予測の手法	予測の基本的な手法	振動レベルの予測式を用い、振動レベルの 80% 上端値を予測し、実測値と合成し算出する手法とする。
	予測地域	調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれが認められる地域とする。
	予測地点	建設機械が稼働する区域の予測断面における振動規制法施行規則第十一条の敷地の境界線とし、調査地点と同様とする。
	予測対象時期等	工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とする。
評価の手法	①回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。 ②基準又は目標との整合性の検討 規制基準と予測結果との間に整合性が図られているかについて評価する。	

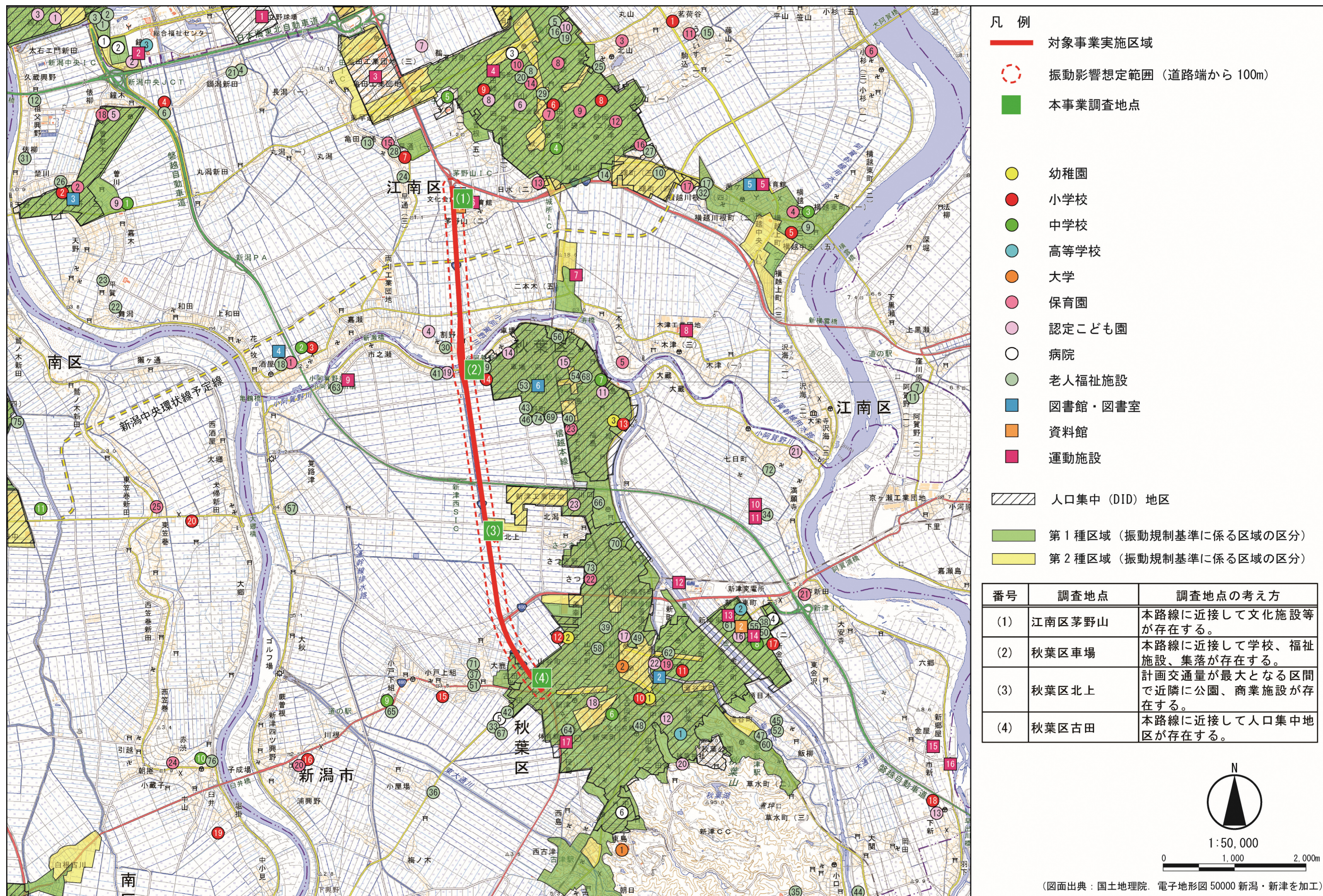


図 7.3.1 振動に係る調査地点位置図

7.3.2 工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に係る振動の影響

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動の影響について、選定した調査、予測及び評価の手法の総括表を表 7.3.3 に示し、調査地点を前出図 7.3.1 に示す。

表 7.3.3 調査、予測及び評価の手法

項目		調査、予測及び評価の手法
調査の手法	調査すべき情報	1) 振動の状況（振動レベル） 2) 地盤の状況（地盤種別） 3) 交通量の状況（時間交通量、走行速度、道路構造）
	調査の基本的な手法	1) 振動の状況 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）及び「振動レベル測定方法」（JIS Z 8735）に規定する方法。 2) 地盤の状況 表層地質及び周辺地形状況について現地踏査による目視で行う。 3) 交通量の状況 時間交通量は、調査員が目視しカウンターにより計測する。走行速度は、一定区間を通過する車両の通過時間をストップウォッチにより計測する。道路構造は、現地計測による。
	調査地域	影響範囲内において、住居等の保全対象が立地する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。
	調査地点	予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する振動の状況、地盤の状況が得られる箇所とする。
	調査期間	振動の状況を代表すると認められる 1 日について、工事用車両の運行による環境影響の予測に必要な時間帯に設定する。
予測の手法	予測の基本的な手法	振動レベルの 80% レンジの上端値の予測式を用い、既存の道路の現況の振動レベルに、工事用車両の影響を加味して予測する。
	予測地域	調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれが認められる地域とする。
	予測地点	予測地点は、原則として工事用車両の接続が予想される既存道路の接続箇所近傍に設定した予測断面における敷地の境界線とし、調査地点と同様とする。
	予測対象時期等	工事用車両の台数が最大になると予想される時期とする。
評価の手法	①回避又は低減に係る評価 工事用車両の運行に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。 ②基準又は目標との整合性の検討 規制基準と予測結果との間に整合性が図られているかについて評価する。	

7.3.3 土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）に係る振動の影響

自動車の走行に係る振動の影響について、選定した調査、予測及び評価の手法の総括表を表 7.3.4 に示し、調査地点を前出図 7.3.1 に示す。

表 7.3.4 調査、予測及び評価の手法

項目		調査、予測及び評価の手法
調査の手法	調査すべき情報	1) 振動の状況（振動レベル） 2) 地盤の状況（地盤種別及び地盤卓越振動数） 3) 交通量の状況（時間交通量、走行速度、道路構造）
	調査の基本的な手法	1) 振動の状況 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）及び「振動レベル測定方法」（JIS Z 8735）に規定する方法。 2) 地盤の状況（地盤卓越振動数） 大型車走行時の地盤振動を周波数分析して求める。 3) 交通量の状況 時間交通量は、調査員が目視しカウンターにより計測する。走行速度は、一定区間を通過する車両の通過時間をストップウォッチにより計測する。道路構造は、現地計測による。
	調査地域	影響範囲内において、住居等の保全対象が立地する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。
	調査地点	予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する振動の状況、地盤の状況が得られる箇所とする。
	調査期間	当該道路の振動の状況を代表すると認められる 1 日について、昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間当たり 1 回の測定を 4 回（合計 8 回）行うことを原則とする。また、地盤卓越振動数は、原則として 10 回以上の測定を行うものとする。
予測の手法	予測の基本的な手法	振動レベルの 80%レンジの上端値の予測式を用いる。
	予測地域	調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれが認められる地域とする。
	予測地点	予測地点は、原則として対象道路において、道路構造、交通条件が変化するごとに住居等が近接して隣接して立地する又は予定される位置を代表断面として選定する。また、この代表断面における対象道路の境界とし、調査地点と同様とする。
	予測対象時期等	計画交通量の発生が見込まれる時期とする。
評価の手法	①回避又は低減に係る評価 自動車の走行に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。 ②基準又は目標との整合性の検討 規制基準と予測結果との間に整合性が図られているかについて評価する。	

7.4 水質

水質に係る環境影響評価の項目は、表 7.4.1 に示すとおりであり、各項目についての調査、予測及び評価の手法を示す。

表 7.4.1 水質に係る環境影響評価の項目

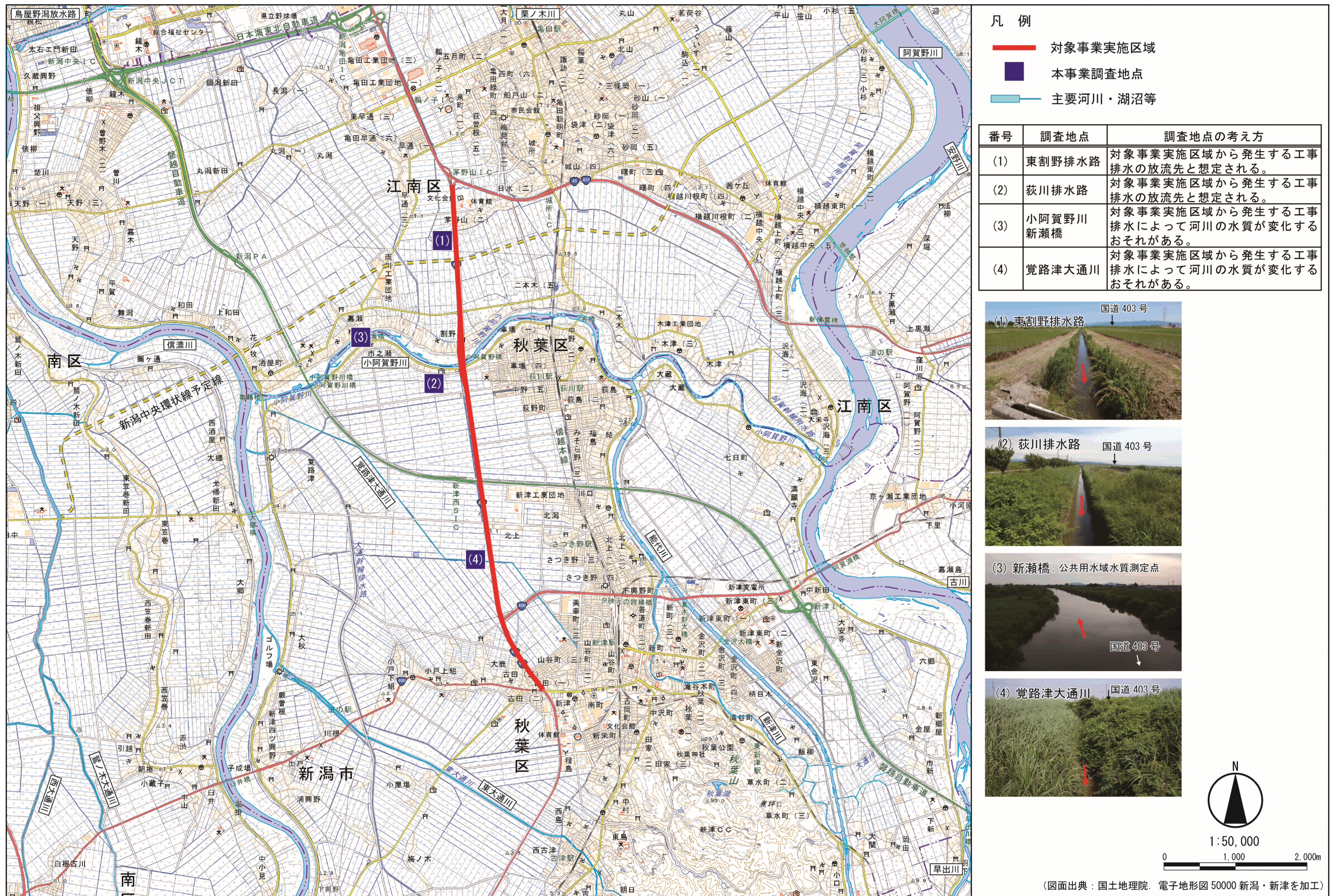
環境影響評価の項目	影響要因の区分
・切土工等又は既存工作物の撤去等に係る水質（水の濁り及び溶存酸素量）の影響	工事の実施
・工事施工ヤードの設置に係る水質（水の濁り及び溶存酸素量）の影響	
・工事用道路等の設置に係る水質（水の濁り及び溶存酸素量）の影響	

7.4.1 工事の実施（切土工等又は既存工作物の撤去等、工事施工ヤードの設置等）に係る水質（水の濁り及び水の溶存酸素量）の影響

切土工等又は既存工作物の撤去等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置に係る水質の影響について、選定した調査、予測及び評価の手法の総括表を表 7.4.2 に示し、調査地点を図 7.4.1 に示す。

表 7.4.2 調査、予測及び評価の手法

項目		調査、予測及び評価の手法
調査の手法	調査すべき情報	1) 水象の状況（流量、浮遊物質量、溶存酸素量） 2) 土質の状況（土砂の粒度組成、沈降特性）
	調査の基本的な手法	1) 水象の状況（流量、浮遊物質量、溶存酸素量） ・「水質調査方法」（昭和 46 年各都道府県知事・政令市長あて環境庁水質保全局長通達）等に規定される測定方法。 ・「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）に規定される測定方法。 2) 土質の状況（土砂の粒度組成、沈降特性） ・「土の粒度試験方法」（JIS A 1204）に規定する方法。 ・「港湾工事における濁りの影響予測の手引き」（平成 16 年 4 月、国土交通省港湾局）に準拠した方法。
	調査地域	対象事業実施区域における公共用水域等において、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置を予定している水域とする。
	調査地点	調査地域において水象の状況を適切に把握できる箇所とする。
	調査期間	1) 水象の状況（流量、浮遊物質量、溶存酸素量） 調査地域において水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度とし、原則として月 1 回、1 年以上実施する。 2) 土質の状況（土砂の粒度組成、沈降特性） 1 回実施する。
予測の手法	予測の基本的な手法	単純完全混合式により合流後の浮遊物質量並びに溶存酸素量を求める。
	予測地域	対象事業実施区域における公共用水域等において、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置を予定している水域とする。
	予測地点	水象の状況を適切に把握できる箇所とし、調査地点と同様とする。
	予測対象時期等	水質の状況、水象の状況及び水底の状況を適切に把握できる期間及び頻度とする。
評価の手法	①回避又は低減に係る評価 切土工等又は既存工作物の撤去等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置に係る水質に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。 ②基準又は目標との整合性の検討 環境基準と予測結果との間に整合性が図られているかについて評価する。また、現況の水質と比較し、現況非悪化の観点で評価する。	



7.5 動物

動物に係る環境影響評価の項目は、表 7.5.1 に示すとおりであり、各項目についての調査、予測及び評価の手法を示す。

表 7.5.1 動物に係る環境影響評価の項目

環境影響評価の項目	影響要因の区分
・建設機械の稼働に係る重要な動物種・個体群注目すべき生息地への影響	工事の実施
・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る重要な動物種・個体群注目すべき生息地への影響	
・切土工等又は既存工作物の撤去等に係る重要な動物種・個体群注目すべき生息地への影響	
・工事施工ヤードの設置に係る重要な動物種・個体群注目すべき生息地への影響	
・工事用道路等の設置に係る重要な動物種・個体群注目すべき生息地への影響	
・道路（地表式又は掘削式）の存在に係る重要な動物種・個体群注目すべき生息地への影響	土地又は工作物の存在及び供用

7.5.1 工事の実施（建設機械の稼働、工事用施工ヤードの設置等）、土地又は工作物の存在及び供用（道路の存在）に係る動物の影響

建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、切土工等又は既存工作物の撤去等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、道路の存在に係る動物の影響について、選定した調査、予測及び評価の手法の総括表を表 7.5.2 に示し、調査地点を図 7.5.1 に示す。

表 7.5.2 調査、予測及び評価の手法（1/2）

項目		調査、予測及び評価の手法
調査の手法	調査すべき情報	1) 動物相の状況 2) 重要な種等の状況（重要な種等の生態、分布、生息の状況、生息環境の状況） 3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である種の生息状況及び生息環境の状況
	調査の基本的な手法	1) 動物相の状況 現地踏査において、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じ個体の採取による方法とする。 2) 重要な種等の状況 ・重要な種等の生態：図鑑、研究論文、その他の資料を収集することによる。 ・重要な種等の分布及び生息の状況：現地踏査において、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じ個体の採取による方法とする。 ・重要な種の生息環境の状況：現地踏査において、微地形、水系、植物群落等の種類及び分布を目視確認することによる。 3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である種の生息状況及び生息環境の状況 2) 重要な種等の状況の調査手法と同じとする。
	調査地域	対象事業実施区域及びその周辺の区域とする。そのうち、現地踏査を行う範囲は、対象事業実施区域及びその端部から 250m 程度を目安とする。
	調査地点	1) 動物相の状況 調査地域に生息する動物を確認しやすい場所に調査地点や経路を設定する。 2) 重要な種等の状況 重要な種等の生態等を踏まえ、調査地域においてそれらが生息する可能性の高い場所に調査地点や経路を設定する。 3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である種の生息状況及び生息環境の状況 動物の生息の特性を踏まえ、調査地域においてそれらが生息する可能性の高い場所に調査地点や経路を設定する。
	調査期間	調査期間は 1 年間を基本とし、動物及び重要な種を確認しやすい時間帯に行う。 1) 動物相の状況 春夏秋冬の 4 季実施することを基本とし、そこに生息する動物を確認しやすい時期を設定する。 2) 重要な種等の状況 重要な種等の生態を踏まえ、その生息の状況を確認しやすい時期に設定する。 3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である種の生息状況及び生息環境の状況 動物の生息の特性を踏まえ、その生息の状況が確認しやすい時期に設定する。

表 7.5.2 調査、予測及び評価の手法 (2/2)

項目		調査、予測及び評価の手法
予測の手法	予測の基本的な手法	・建設機械の稼働及等により発生する騒音が、その影響を受けやすい重要な種等に対して、著しい影響を及ぼすおそれがある場合は、その影響の程度について類似事例を参考に予測する手法とする。 ・道路構造、工事施工ヤード及び工事用道路等の位置と重要な種の生息地及び注目すべき生息地の分布範囲から、生息地が消失・縮小する区間及び重要な種等の移動経路が分断される区間並びにその程度を把握し、それらが重要な種等の生息に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測する。
	予測地域	調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれが認められる地域とする。
	予測対象時期等	事業特性及び重要な種等の生態を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とする。
評価の手法	①回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、道路の存在等に係る動物に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。	

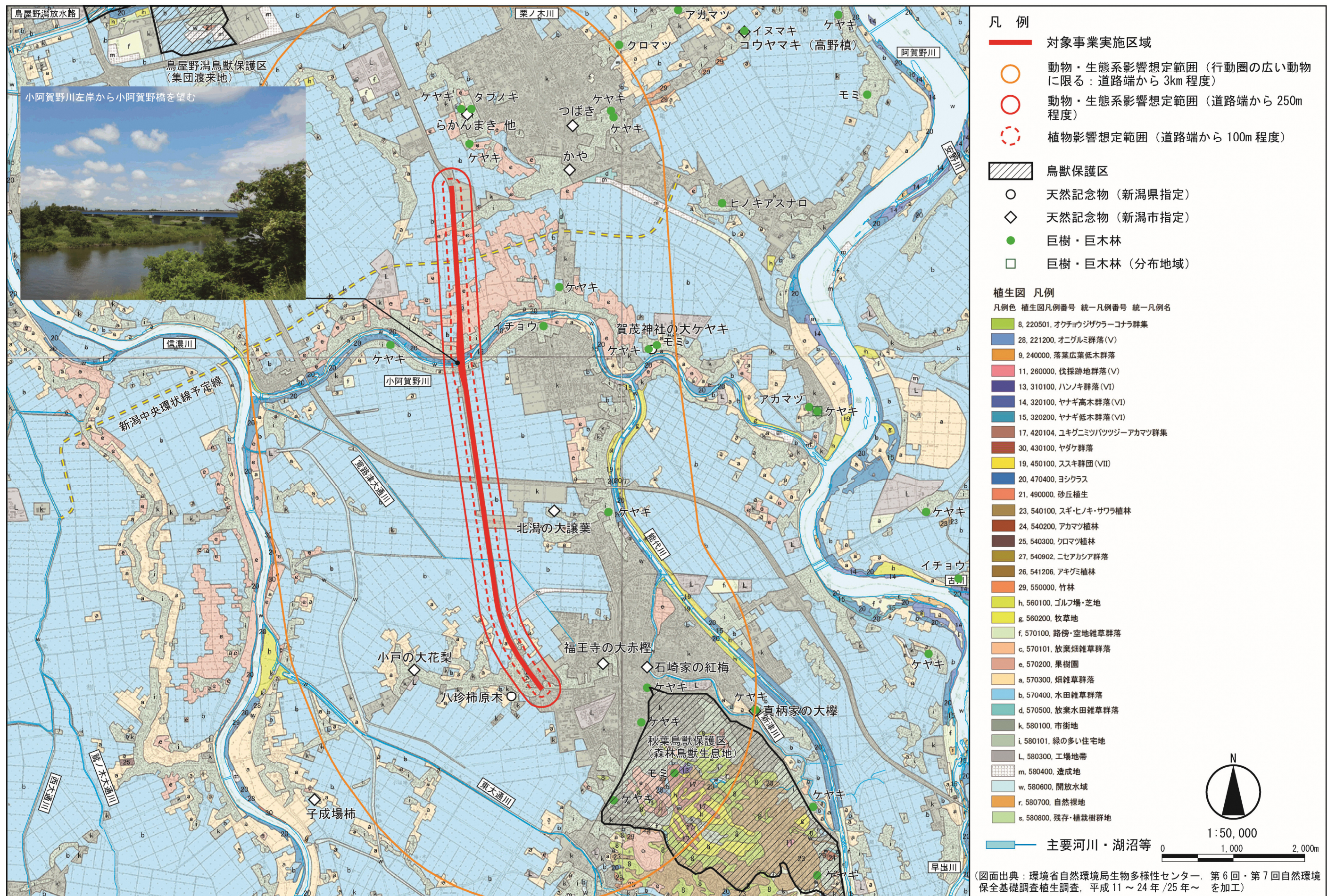


図 7.5.1 動物・植物・生態系に係る調査範囲位置図

7.6 植物

植物に係る環境影響評価の項目は、表 7.6.1 に示すとおりであり、各項目についての調査、予測及び評価の手法を示す。

表 7.6.1 植物に係る環境影響評価の項目

環境影響評価の項目	影響要因の区分
・切土工等又は既存工作物の撤去等に係る重要な植物種・群落及びその生育地への影響	工事の実施
・工事施工ヤードの設置に係る重要な植物種・群落及びその生育地への影響	
・工事用道路等の設置に係る重要な植物種・群落及びその生育地への影響	
・道路（地表式又は掘削式）の存在に係る重要な植物種・群落及びその生育地への影響	土地又は工作物の存在及び供用

7.6.1 工事の実施（切土工等又は既存工作物の撤去等、工事用施工ヤードの設置等）、土地又は工作物の存在及び供用（道路の存在）に係る植物の影響

切土工等又は既存工作物の撤去等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、道路の存在に係る植物の影響について、選定した調査、予測及び評価の手法の総括表を表 7.6.2 に示し、調査地点を前出図 7.5.1 に示す。

表 7.6.2 調査、予測及び評価の手法

項目		調査、予測及び評価の手法
調査の手法	調査すべき情報	1) 植物相及び植生の状況 2) 重要な種及び群落の状況（重要な種及び群落の生態、分布、生育の状況、生育環境の状況）
	調査の基本的な手法	1) 植物相の状況 現地踏査において、個体の目視、必要に応じ個体の採取による方法とする。 2) 重要な種及び群落の状況 ・重要な種及び群落の生態 図鑑、研究論文、その他の資料を収集することによる。 ・重要な種及び群落の分布及び生育の状況 現地踏査において、個体の目視、必要に応じ個体の採取による方法とする。 ・重要な種及び群落の生育環境の状況 現地踏査において、微地形、水系等を目視確認することによる。
	調査地域	対象事業実施区域及びその周辺の区域とする。そのうち、現地踏査を行う範囲は、対象事業実施区域及びその端部から 100m 程度を目安とする。
	調査地点	1) 植物相及び植生の状況 調査地域に生育する植物及び植生を確認しやすい場所に調査地点や経路を設定する。 2) 重要な種及び群落の状況 重要な種及び群落の生態等を踏まえ、調査地域においてそれらが生育する可能性の高い場所に調査地点や経路を設定する。
	調査期間	調査期間は 1 年間、昼間の時間帯に行うことを基本とする。 1) 植物相の状況 春夏秋の 3 季実施することを基本とし、そこに生育する植物を確認しやすい時期を設定する。 2) 植生の状況 春～秋にかけて 1～2 回程度実施することを基本とし、植物群落を確認しやすい時期に設定する。 3) 重要な種及び群落の状況 重要な種等の生態を踏まえ、その生育の状況を確認しやすい時期に設定する。
予測の手法	予測の基本的な手法	道路構造、工事施工ヤード及び工事用道路等の位置と重要な種の生育地及び注目すべき生育地の分布範囲から、生育地が消失・縮小する区間及び重要な種・群落の生育に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測する。
	予測地域	調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落地に係る環境影響を受けるおそれが認められる地域とする。
	予測対象時期等	事業特性及び重要な種及び群落の生態や特性を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とする。
評価の手法	①回避又は低減に係る評価 工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、道路の存在等に係る動物に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。	

7.7 生態系

生態系に係る環境影響評価の項目は、表 7.7.1 に示すとおりであり、各項目についての調査、予測及び評価の手法を示す。

表 7.7.1 生態系に係る環境影響評価の項目

環境影響評価の項目	影響要因の区分
・切土工等又は既存工作物の撤去等に係る重要な植物種・群落及びその生育地への影響	工事の実施
・工事施工ヤードの設置に係る重要な植物種・群落及びその生育地への影響	
・工事用道路等の設置に係る重要な植物種・群落及びその生育地への影響	
・道路（地表式又は掘削式）の存在に係る重要な植物種・群落及びその生育地への影響	土地又は工作物の存在及び供用

7.7.1 工事の実施（切土工等又は既存工作物の撤去等、工事用施工ヤードの設置等）、土地又は工作物の存在及び供用（道路の存在）に係る生態系の影響

切土工等又は既存工作物の撤去等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、道路の存在に係る生態系の影響について、選定した調査、予測及び評価の手法の総括表を表 7.7.2 に示し、調査地点を前出図 7.5.1 に示す。

表 7.7.2 調査、予測及び評価の手法（1/2）

項目		調査、予測及び評価の手法
調査の手法	調査すべき情報	1) 動植物その他の自然環境に係る概況（動植物に係る概況、その他の自然環境に係る概況） 2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況（注目種・群集の生態、その他の動植物の食物連鎖上の関係及び共生の関係、分布、生息・生育の状況、生息環境もしくは生育環境）
	調査の基本的な手法	1) 動植物その他の自然環境に係る概況 ・動植物に係る概況 現地踏査において、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じ個体の採取による方法とし、「動物」における動物相及び「植物」における植物相の調査結果を利用するものとする。 ・その他の自然環境に係る概況 現地踏査において主要な微地形、水系、植物群落等の種類及び分布を目視確認することによる。なお、植物群落に関しては、「植物」の調査結果を利用するものとする。 2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 ・注目種・群集の生態、注目種・群集と他の動植物の食物連鎖上の関係及び共生の関係 図鑑、研究論文、その他の資料を収集することによる。 ・注目種・群集の分布、生息・生育状況 現地踏査において、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じ個体の採取による方法とし、「動物」における動物相及び「植物」における植物相の調査結果を利用するものとする。 ・注目種・群集の生息環境若しくは生育環境 現地踏査において、生息・生育基盤について、注目種・群集の生活の場となる微地形、水系、植物群落等の状況を目視確認することを基本とする。なお、植物群落に関しては、「植物」の調査結果を利用するものとする。
	調査地域	対象事業実施区域及びその周辺の区域とする。そのうち、現地踏査を行う範囲は、対象事業実施区域及びその端部から 250m 程度を目安とする。
	調査地点	1) 動植物その他の自然環境に係る概況 調査地域に生息・生育する動植物及び生息・生育基盤の概況を確認しやすい場所に調査地点や経路を設定する。 2) 注目種・群集の状況 注目種・群集の生態等を踏まえ、調査地域においてそれらが生息・生育する可能性の高い場所に調査地点や経路を設定する。
	調査期間	調査期間は 1 年間、動植物、注目種・群集を確認しやすい時間帯に行うことを基本とする。 1) 動植物その他の自然環境に係る概況 動物は春夏秋冬の 4 季、植物は春夏秋の 3 季実施することを基本とし、そこに生息・生育する動植物を確認しやすい時期に設定する。 2) 注目種・群集の状況 注目種・群集の生息・生育環境の状況を確認しやすい時期に設定する。

表 7.7.2 調査、予測及び評価の手法 (2/2)

項目	調査、予測及び評価の手法
予測の手法	予測の基本的な手法 道路構造、工事施工ヤード及び工事用道路等の位置と生息・生育基盤及び注目種・群集の分布から、生息・生育基盤が消失・縮小する区間及び注目種・群集の移動経路が分断される区間並びにその程度を把握する。 次に、それらが注目種・群集の生息・生育状況の変化及びそれに伴う地域を特徴づける生態系に及ぼす影響の程度を、注目種・群集の生態並びに注目種・群集と他の動植物との関係を踏まえ、科学的知見や類似事例を参考に予測する。
	予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種に係る環境影響を受けるおそれが認められる地域とする。
	予測対象時期等 事業特性及び注目種・群集の生態や特性を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とする。
評価の手法	①回避又は低減に係る評価 工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、道路の存在等に係る生態系に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。

7.8 景観

景観に係る環境影響評価の項目は、表 7.8.1 に示すとおりであり、各項目についての調査、予測及び評価の手法を示す。

表 7.8.1 景観に係る環境影響評価の項目

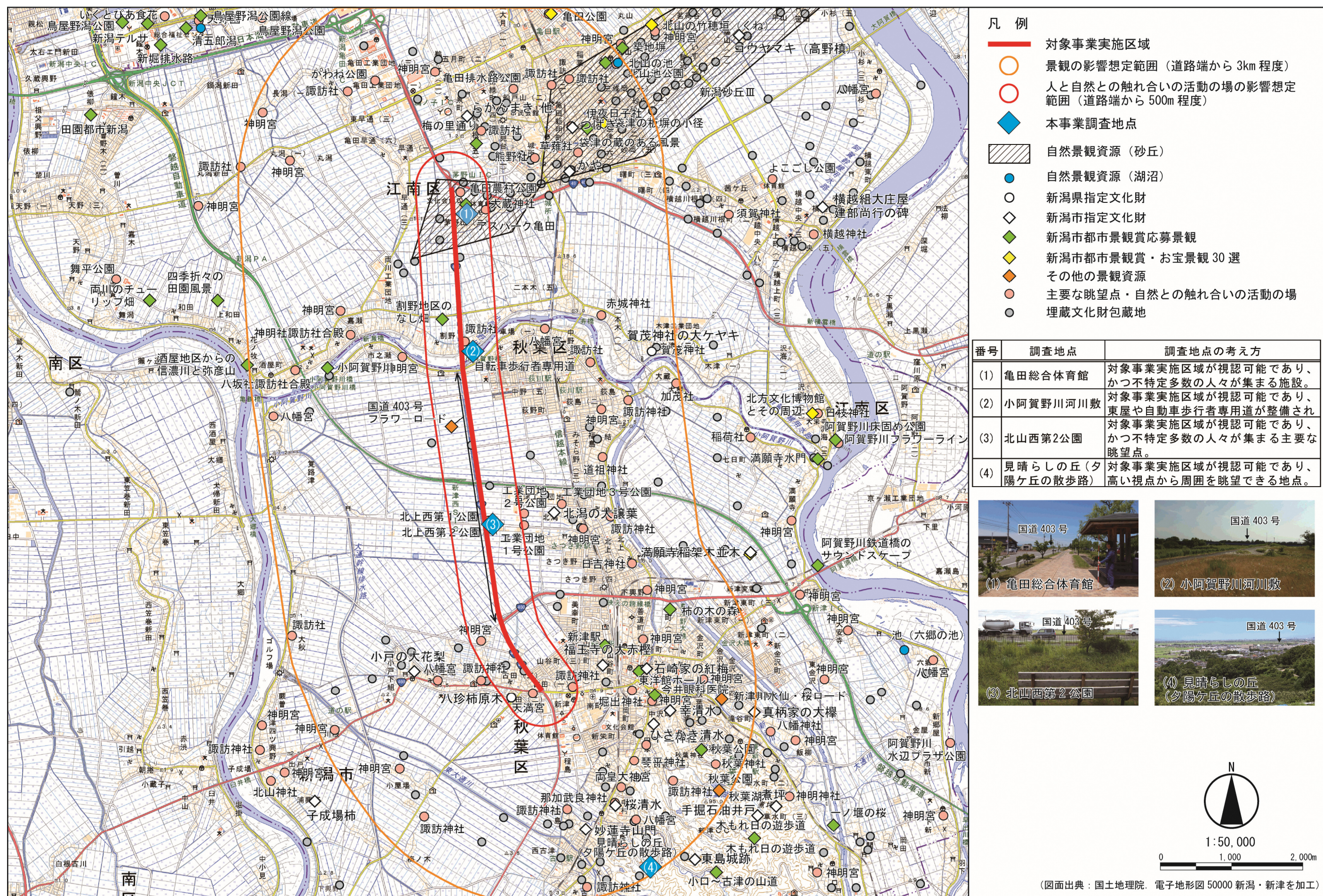
環境影響評価の項目	影響要因の区分
・道路（地表式又は掘削式）の存在に係る主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	土地又は工作物の存在及び供用

7.8.1 土地又は工作物の存在及び供用（道路の存在）に係る景観の影響

道路の存在に係る景観の影響について、選定した調査、予測及び評価の手法の総括表を表 7.8.2 に示し、調査地点を図 7.8.1 に示す。

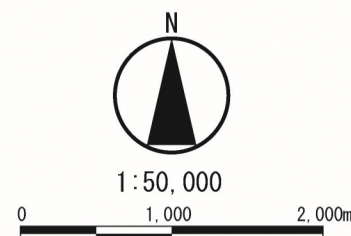
表 7.8.2 調査、予測及び評価の手法

項目		調査、予測及び評価の手法
調査の手法	調査すべき情報	1) 主要な眺望点の状況 2) 景観資源の状況 3) 主要な眺望景観の状況
	調査の基本的な手法	1) 主要な眺望点の状況、2) 景観資源の状況 既存の文献資料等による把握を基本とする。文献資料等による調査において、調査すべき情報が不足すると判断される場合には、聞き取り調査又は現地踏査を行い、必要な情報を確認する。 3) 主要な眺望景観の状況 写真撮影により視覚的に把握する。
	調査地域	調査地域は、対象道路の構造物等の見えが十分小さくなる距離（対象事実実施区域及びその端部から 3km 程度の範囲を目安）を考慮して設定するものとし、その範囲において主要な眺望点が分布する地域とする。
	調査地点	調査地点は、主要な眺望点及び景観資源の分布、視覚的關係及び対象道路の位置等を踏まえ、主要な眺望景観の変化が生じると想定される地点とする。
	調査期間	現地調査の期間等は、主要な眺望点の利用状況（利用時間、利用時間帯等）、景観資源の自然特性（見どころとなる時期等）を考慮し、主要な眺望景観が当該地域において代表的なものとなる期間、時期及び時間帯を設定する。
予測の手法	予測の基本的な手法	1) 主要な眺望点及び景観資源の改変 主要な眺望点及び景観資源と対象事業実施区域を重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置、程度を把握することにより行う。 2) 主要な眺望景観の変化 フォトモンタージュ法などの視覚的な表現方法により眺望景観の変化の程度を把握する。
	予測地域	予測地域は、調査地域のうち、主要な眺望点及び景観資源の改変が生じる地域、並びに主要な眺望景観の変化が生じる地域とする。
	予測対象時期等	景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期等とする。
評価の手法	①回避又は低減に係る評価 道路の存在に係る主要な眺望点及び景観資源に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。	



- 凡 例
- 対象事業実施区域
 - 景観の影響想定範囲（道路端から3km程度）
 - 人と自然との触れ合いの活動の場の影響想定範囲（道路端から500m程度）
 - 本事業調査地点
 - 自然景観資源（砂丘）
 - 自然景観資源（湖沼）
 - 新潟県指定文化財
 - 新潟市指定文化財
 - 新潟市都市景観賞応募景観
 - 新潟市都市景観賞・お宝景観30選
 - その他の景観資源
 - 主要な眺望点・自然との触れ合いの活動の場
 - 埋蔵文化財包蔵地

番号	調査地点	調査地点の考え方
(1)	亀田総合体育館	対象事業実施区域が視認可能であり、かつ不特定多数の人々が集まる施設。
(2)	小阿賀野川河川敷	対象事業実施区域が視認可能であり、東屋や自動車歩行者専用道が整備され対象事業実施区域が視認可能であり、かつ不特定多数の人々が集まる主要な眺望点。
(3)	北山西第2公園	対象事業実施区域が視認可能であり、高い視点から周囲を眺望できる地点。
(4)	見晴らしの丘（夕陽ヶ丘の散歩路）	



（図面出典：国土地理院。電子地形図50000新潟・新津を加工）

図 7.8.1 景観・人と自然との触れ合いの活動の場に係る調査地点位置図

7.9 人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響評価の項目は、表 7.9.1 に示すとおりであり、各項目についての調査、予測及び評価の手法を示す。

表 7.9.1 人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響評価の項目

環境影響評価の項目	影響要因の区分
・道路（地表式又は掘削式）の存在に係る主要な人と自然との触れ合いの活動の場の影響	土地又は工作物の存在及び供用

7.9.1 土地又は工作物の存在及び供用（道路の存在）に係る人と自然との触れ合いの活動の場の影響

道路の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場の影響について、選定した調査、予測及び評価の手法の総括表を表 7.9.2 に示し、調査地点を前出図 7.8.1 に示す。

表 7.9.2 調査、予測及び評価の手法

項目		調査、予測及び評価の手法
調査の手法	調査すべき情報	1) 触れ合い活動の場の概況 2) 主要な触れ合い活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況
	調査の基本的な手法	調査は、既存の文献資料等による情報の収集及び現地調査の実施により行う。主要な触れ合い活動の場の利用状況に関する情報が、文献・資料では不足すると判断される場合には、聞き取り調査を行い、必要な情報を確認する。 また、現地調査では、主要な触れ合い活動の場を取り巻く自然資源の状況を、写真撮影により視覚的に把握する。また、主要な触れ合い活動の場において行われている主な自然との触れ合い活動内容を詳細に把握する。
	調査地域	調査地域は、対象事業実施区域及びその端部から 500m 程度の範囲を目安とし、その範囲内において主要な触れ合い活動の場が分布する地域とする。
	調査地点	調査地点は、主要な触れ合い活動の場の利用性や快適性に及ぼす影響を把握するのに適切な地点とする。
	調査期間	現地調査の期間等は、人と自然との触れ合いの活動の特性、主要な触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の特性及び主要な触れ合い活動の場の利用状況（利用時期、時間帯）を踏まえ、それらが適切に把握できる期間、時期及び時間帯を設定する。
予測の手法	予測の基本的な手法	1) 主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変 主要な触れ合い活動の場及びそれを取り巻く自然資源と対象事業実施区域を重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置、面積や延長等を把握することにより行う。 2) 利用性の変化 主要な触れ合い活動の場の分断等の利用性の変化、主要な触れ合い活動の場への到達時間・距離の変化を把握することにより行う。 3) 快適性の変化 主要な触れ合い活動の場から認識される近傍の風景の変化が生じる位置・程度を把握することで行う。
	予測地域	予測地域は、調査地域のうち、人と自然との触れ合い活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
	予測対象時期等	人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期等とする。
評価の手法	①回避又は低減に係る評価 道路の存在に係る触れ合い活動の場に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。	

7.10 廃棄物等

廃棄物等に係る環境影響評価の項目は、表 7.10.1 に示すとおりであり、各項目についての調査、予測及び評価の手法を示す。

表 7.10.1 廃棄物等に係る環境影響評価の項目

環境影響評価の項目	影響要因の区分
・切土工等又は既存工作物の撤去等に係る建設工事副産物の影響	工事の実施

7.10.1 工事の実施（切土工等又は既存の工作物の撤去等）に係る廃棄物等の影響

切土工等又は既存の工作物の撤去等に係る廃棄物等の影響について、選定した調査、予測及び評価の手法の総括表を表 7.10.2 に示す。

表 7.10.2 調査、予測及び評価の手法

項目	調査、予測及び評価の手法						
調査の手法	必要な情報は、事業特性及び地域特性の把握により調査する。						
予測の手法	<table border="1"> <tr> <td>予測の基本的な手法</td><td>対象道路事業における事業特性及び地域特性の情報を基に、廃棄物等の種類ごとの概略の発生及び処分の状況を予測する。 さらに、地域特性から得られる廃棄物等の再利用・処分技術の現況及び処理施設等の立地状況に基づいて、実行可能な再利用・適正処分の方策を検討する。</td></tr> <tr> <td>予測地域</td><td>予測地域は、廃棄物等が発生する対象事業実施区域を基本とする。なお、再利用方法の検討に当たっては、実行可能な再利用の方策を検討するために、対象事業実施区域の周辺区域を含む範囲とする。</td></tr> <tr> <td>予測対象時期等</td><td>予測対象時期は、廃棄物等の発生する工事期間とする。</td></tr> </table>	予測の基本的な手法	対象道路事業における事業特性及び地域特性の情報を基に、廃棄物等の種類ごとの概略の発生及び処分の状況を予測する。 さらに、地域特性から得られる廃棄物等の再利用・処分技術の現況及び処理施設等の立地状況に基づいて、実行可能な再利用・適正処分の方策を検討する。	予測地域	予測地域は、廃棄物等が発生する対象事業実施区域を基本とする。なお、再利用方法の検討に当たっては、実行可能な再利用の方策を検討するために、対象事業実施区域の周辺区域を含む範囲とする。	予測対象時期等	予測対象時期は、廃棄物等の発生する工事期間とする。
予測の基本的な手法	対象道路事業における事業特性及び地域特性の情報を基に、廃棄物等の種類ごとの概略の発生及び処分の状況を予測する。 さらに、地域特性から得られる廃棄物等の再利用・処分技術の現況及び処理施設等の立地状況に基づいて、実行可能な再利用・適正処分の方策を検討する。						
予測地域	予測地域は、廃棄物等が発生する対象事業実施区域を基本とする。なお、再利用方法の検討に当たっては、実行可能な再利用の方策を検討するために、対象事業実施区域の周辺区域を含む範囲とする。						
予測対象時期等	予測対象時期は、廃棄物等の発生する工事期間とする。						
評価の手法	①回避又は低減に係る評価 切土工等又は既存の工作物の撤去等に係る廃棄物等に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。						

7.11 温室効果ガス等

温室効果ガス等に係る環境影響評価の項目は、表 7.11.1 に示すとおりであり、各項目についての調査、予測及び評価の手法を示す。

表 7.11.1 温室効果ガス等に係る環境影響評価の項目

環境影響評価の項目	影響要因の区分
・ 建設機械の稼働に係る温室効果ガスの影響	工事の実施
・ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る温室効果ガスの影響	
・ 自動車の走行に係る温室効果ガスの影響	土地又は工作物の存在及び供用

7.11.1 工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）、土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）に係る温室効果ガス等の影響

建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、自動車の走行に係る温室効果ガス等の影響について、選定した調査、予測及び評価の手法の総括表を表 7.11.2 に示す。

表 7.11.2 調査、予測及び評価の手法

項目		調査、予測及び評価の手法
調査の手法		必要な情報は、既存の文献資料等の把握により調査する。
予測の手法	予測の基本的な手法	建設機械の稼働、工事用車両の運行、自動車の走行に伴い発生する温室効果ガスの発生状況を予測する。
	予測地域	予測地域は、温室効果ガスが発生する対象事業実施区域を基本とする。
	予測対象時期等	予測対象時期は、温室効果ガスが発生する全工事期間及び将来交通量の発生が見込まれる供用後の時期とする。
評価の手法	①回避又は低減に係る評価 建設工事の稼働、工事用車両の運行、自動車の走行に係る温室効果ガスに関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。	

7.12 文化財

文化財に係る環境影響評価の項目は、表 7.12.1 に示すとおりであり、各項目についての調査、予測及び評価の手法を示す。

表 7.12.1 文化財に係る環境影響評価の項目

環境影響評価の項目	影響要因の区分
・切土工等又は既存工作物の撤去等に係る文化財の影響	工事の実施
・工事施工ヤードの設置に係る文化財の影響	
・工事用道路等の設置に係る文化財の影響	
・道路（地表式又は掘割式）の存在に係る文化財の影響	土地又は工作物の存在及び供用

7.12.1 工事の実施（切土工等又は既存工作物の撤去等、工事施工ヤードの設置等）、土地又は工作物の存在及び供用（道路の存在）に係る文化財の影響

切土工等又は既存工作物の撤去等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、道路の存在に係る文化財の影響について、選定した調査、予測及び評価の手法の総括表を表 7.12.2 に示し、各手法の詳細を次項以降に示す。

表 7.12.2 調査、予測及び評価の手法

項目	調査、予測及び評価の手法
調査の手法	調査すべき情報
	調査の基本的な手法
	調査地域
	調査地点
	調査期間
予測の手法	予測の基本的な手法
	予測地域
	予測対象時期等
評価の手法	①回避又は低減に係る評価 切土工等又は既存工作物の撤去等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、道路の存在に係る文化財に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。